

明治・大正期公共図書館研究序説

裏 田 武 夫
(助 教 授)
小 川 剛
(大学院博士課程)

第1章 文明開化期の図書館

第1節 文部省書籍館と集書院

第2節 書籍・新聞縦覧所など簡易閲覧施設

第2章 黎明期の公共図書館

第1節 明治10年代の公立書籍館

第2節 私立図書館の諸相

第3章 明治末期通俗図書館確立期の公共図書館

第1節 序 説

第2節 社会教育思想と公共図書館

第3節 地方改良運動と公共図書館

第4節 佐野友三郎の図書館活動

(附説) 通俗図書館論

第4章 大正期の公共図書館

結びにかえて

第1章 文明開化期の図書館

第1節 文部省書籍館と集書院

各種の印刷物を公開閲覧させることを原則とする欧米近代図書館がわが国に初めて紹介されたのは、1866（慶應2）年に刊行された「西洋事情初篇」においてであった。わが国人の目をもって近代欧洲の文物をとらえ、それを充分に消化し、紹介したこの図書は、当時においては驚異的な発行部数をもち、わが国の社会全般にわたって大きな影響を及ぼし、さらに、維新政府の新政令にもこれに由来するものがあるとされる。

福沢諭吉は、この図書のなかで「文庫」なる一項目をもうけ、「西洋諸国には文庫あり<ビブリオテーキ>と云ふ、日用の書籍、図画等より古書珍書に至る迄、万国の書皆備り衆人來りて隨意に之を読む」施設として欧洲諸国にある近代図書館なるものをわが国に初めて紹介したのであった。⁽¹⁾しかしがれが「ビブリオテーキ」として紹介した図書館は、かれがその代表的なものとして挙げたブリティッシュ、ミウジアム、フランスの国民図書館、ロシアの帝室図書館などからみられるように、おりからイギリスなどで勃興しつつあった民衆のための無料公共

図書館ではなくして、欧洲諸国の代表的な官立図書館、すなわち学者、著述家、研究者を主たる利用対象とする学術研究のための、国家の文化的中心としての図書館であった。これは、とくに深い予備知識をもたぬ異邦人として初めての欧洲滞在における見聞にもとづくものとしては当然の限界といえようが、わが国民の間に図書館なるもののイメージを与えるにあって決定的な影響を与えるものであった。

ともかく福沢によって伝えられた「ビブリオテーキ」は、わが国固有の精神的風土によって変容されながら、各種印刷物の共同閲覧施設として、1871（明治4）年の廃藩置県後の国家的統一の完成により一応の成立をみせた一律的な国民を対象に、「学制」の颁布などを手はじめに展開される国家施策としての「文明開化」の風潮に乗って全国的に普及してゆくのであった。そしてまた書籍縦覧所、新聞縦覧所など簡易なる共同閲覧施設は、明治初年のいわゆる文明開化期を彩る風物として欠かすことのできぬものであった。その他、この期に福沢の影響をうけながら本格的な施設として文部省書籍館、京都の集書院が設置されたということは注目すべきことであった。以下、それについてのべてゆこう。

1872（明治5）年4月、新政府は「人材教育文化進歩ノ為メ」⁽²⁾に、東京、湯島の旧大学跡に「書籍館」を設置した。これはわが国最初の国立図書館である。維新政府は、早くから図書館設立の意図をもっていたが⁽³⁾、たまたま英国留学の経歴をもつ文部省出仕市川清流による英國博物館に範を採る書籍院設立の建議が直接の契機となり、⁽⁴⁾文明開化策の一環として、その実現をみたのであった。

この「書籍館」⁽⁵⁾は、その蔵書の大半が旧大学並び旧大学南校のそれを引継いだものであり、またその閲覧規則をみても、一応「借覧人ハ貴賤ヲ論セス」としてあるが、但書として「半袖瀬袖等ノ見苦敷風体之者ハ、不許入館候事」なる規定が付加されていることにみられるごとく、福沢によって伝えられた純然たる学術図書館であり、学者、研究者、著述家を主対象として設置されたものということができる。その利用状況については資料的に把握できず不明であるが、翌1873年3月に博覧会事務局に合併され、消滅してゆくことを考え合せれば、余り利用されなかつたということは推測される。ともかくこの図書館は、わが国最初の本格的なものとしてその歴史的な意味をもつ。

明治初期における京都は、まさに新興の気運に乗り、活気に満ちた都市であった。それは、進取的で果斷な実践力をもち木戸孝允とも親交の深かった槇村正直（1834～96）が、府参事として京都府政の実権を握り、東京遷都により一時沈滞した京都を新産業、文化の積極的な振興により物質的、精神的に再興せんと努力していたことによるものであった。かくして京都においては、新事業、新施設が府の事業として次々と積極的に導入、実施されていった。⁽⁶⁾

1872（明治5）年9月、「書籍院之設者日新之際緊要之事と相考へ……一書院を建造し……（中略）…書籍を集め、博く諸人に繙閱を許し、以て開化の進歩を助」⁽⁷⁾けんとして、集書院が設置されたが、これも槇村の文化振興策の一環とみるとできよう。しかし、注目すべきことは、翌1873年5月、その開館にあたって、府当局から府下に布達された布告文の内容である。そこではつぎのように述べられている。

市郡学校之盛ナル殆邑ニ不学之戸ナク、家ニ不学之児童無ラントス、然レドモ……皆学校ニ入ルヲ得ズ、天下之形勢日ニ月ニ、学術モ亦月ニ進ミ……（中略）…夫レ智ヲ磨キ材ヲ達スルコトノ学ニ在ルト、卷ヲ開ケバ必ズ益アルトノ事ハ、固ヨリ言ヲ俟ザレバ宜シク正職本業之余暇ヲ以テ此院ニ入り、遊戯ニ費スノ時間ハ

換テ樂ヲ誦讀之際ニ求メ、以テ各一身ヲ起シ遂ニ此世ニ益アラン事ヲ要セヨ（以下略）」⁽⁸⁾

ここにみられるように、京都府においては、すでに1869（明治2）年以来、小学、中学など学校の設立に尽力し、この頃には「殆邑ニ不学之戸ナク、家ニ不学之児童無ラントス」とまで普及し、それらは福沢諭吉をして「世間の人この学校を見て感ぜざる者は報國のこころなき人といふべきなり」⁽⁹⁾とまで云わせるほどの充実ぶりを示していたのである。府当局においては、このような学校教育の発達に、さらに集書院を設立することによって府下の教育に点睛を行わんとしたものと考えられる。ここでは集書院が、学制のそれと全く同一の理念に支えられた民衆の余暇利用のための社会教育機関としてハッキリと位置づけられている。

この集書院は、1877（明治10）年に、明治天皇が近畿地方旅行の際に立寄られたという異例な名誉をもつわが国最初の公立図書館であり、その内容も、西洋式二階建の独立した建造物を有し、「日誌新聞洋書翻訳書は勿論、新版之書類及び当府在来の書籍並に人民より献納の書籍」⁽¹⁰⁾を集めた当時としては極めて充実したものであったということができる。しかるに、その閲覧利用はあまり渉々しくなく、それを当時の記録を通してみると、「其規則未タ完全ナラス」⁽¹¹⁾（1880年）、「曾テ府立ヲ以テ集書院ヲ設置シタリシカ其組織善良ナラサルヲ以テ一時閉院セントス」⁽¹²⁾（1881年）、「……本年ニ至リ維持ノ方法ニ苦ミ一時閉院セリ」⁽¹³⁾（1882年）として、ついに1882（明治15）年に廃館となってしまうのである。

この集書院⁽¹⁴⁾は、充実した内容をもちながら「其組織善良ナラザル」ために廃館となってしまうわけであるが、その原因をさらに深く追究してみよう。

その廃館の理由とされる「組織」の問題は、府当局によって具体的に何を指して云われたことか明らかではないが、この集書院が純粹の意味では公立ではなかったことは事実である。京都府当局は、その図書館經營にあたって、自らの手でそれを行うという方式をとらずに、その建物、土地その他を、府の御用商人たちによって以前から經營されていた「集書会社」に、一ヵ月30円の割で貸付け、その図書館事業を代行させるという方式をとったのである。したがって、集書院の經營にあたっても、その開設の際の布告文にもられた高い理想にもかかわらず、御用商人たちの営利を目的とする有料閲覧（一回に付、一銭五厘）による經營が行われていたのである。これでは一般庶民が気軽に立寄れるというようなものでは

なかった。やはりそれでは何らかの物質的、精神的な利益を求める限られた人々の閲覧所と化してしまうのであり、結果的には「維持ノ方法ニ苦シ」むことになってしまうのである。以上のような変則的な経営方式が集書院の消滅を早めてしまった一つの要因であることは否めない。第二に考えられることは、その蔵書内容である。これについては確実な資料にもとづいて裏付けは出来ないが、その大部分が極めて高度の内容をもつものだったのではないかと推測される。というのは、この集書院に2年ほど遅れて府立大坂書籍館が設置されるが、ここにおいては、明治10年代に入って館の方針として「教育ニ従事スル者ノ便ヲ主トシ兼テ公衆ノ來觀ニ供」⁽¹⁵⁾することを掲げ、集書院と同じく有料閲覧制（金額も同じ）をとつてその経営を進めてゆくが、集書院廃館の時期には、毎年「漸々隆盛ニシテ」閲覧者、蔵書数ともに増加の一方向をたどっている。この両者の差は一体何に起因するのか。考えられることは、大阪においては、その方針にみられるよう折から激増した小学・中学教員の利用に役立つことを主たる目途とし、その蔵書構成を考えていたことが挙げられよう。京都においては、このような時代の要請に応うるような対処策は何らとられず、福沢流の学術図書館たることに安住していたのではなかろうか。勿論以上は何ら臆測を出るものではないが、他との比較から得られる結論である。最後にやはり京都府当局のその図書館事業にたいする取組かたの問題である。設立当初においては、その内容充実に努めたようであるが、その後は概して「集書会社」に一任し、積極的にその助成を図ったという形跡はみられない。民度の低い当時にあっては、そのような官側の積極的働きかけは新施設の発展のためには必須なものであった。京都においては、当初は別としてその必須のものにかけていたのであった。かくして種々な要因によってわが国最初の公立図書館たる栄誉を担う集書院は1882（明治15）年、消えるがごとく消滅して行った。

第2節 書籍新聞縦覧所など簡易閲覧施設

これまでふれてきた文部省書籍館、京都の集書院は、文明開化期における共同閲覧施設としては、その規模、内容からみて例外的な存在だったのである。この期の特色は、書籍縦覧所、新聞縦覧所などの名で呼ばれる簡易な閲覧施設が数多く設けられたということである。これらの施設は、いうまもなく当時国家施策としてとられていた文明開化策ときわめて密接な関係をもっている。そ

れなくしては、これらの施設はあれほどの規模をもって全国的に設立されることはなかつたであらう。明らかにそれは文明開化の落し子なのである。

その母体とも云うべき文明開化とは一体何であったのか。それは「日本橋の文明開化」といわれる都会の繁華街にみられる皮相的な欧米諸国的生活文化の移植にとどまるものではなかつた。その本質においては、新たな体制下の国民として、封建体制下の「愚民」を啓蒙化するための国家施策であったのである。すなわち、わが国が先進資本主義諸国から産業技術、経済制度を学びとり、近代資本主義国としての体制を整えながら「富国強兵」策を推し進めて行くためには、その前提として、ある程度知的に啓蒙され自己の生活を自主化しうる近代的国民の存在が必要であった。そのような国民づくりが文明開化策の本質だったのである。

1872年の学制頒布後、政府の積極的な文明開化策の展開に応じて、欧州諸国にかんする新知識、新情報、有識者の論説さらに新政府より発せられる布告類、街談巷説、経済市況などを伝える新刊書、翻訳書、雑誌、日誌新聞が数多く出版されてくる。なかでもとくに新聞は「文明開化を知らないものはしんぶんせんじてのませたい」という俗謡にもみられるようこの文明開化期を彩る花形であった。確実なる情報、知識源としてこれら印刷物が主要なものであった当時においては、衆人に先がけて新時代に生きんとする者は競ってそれを求めたのであったが、印刷技術、交通機関が未発達のためいきおい共同閲覧方式がとられなければならなかつたし、また、この方式こそ福沢によって紹介された西洋流行のものであり「文明開化」にふさわしいものであるという認識が各地にこれらを生み出して行つたのである。

このようにして設立されて来た簡易共同閲覧施設も、その設立の趣旨、経営方式などによってほぼつぎの四つの型に類型化できよう。

- (1) もっぱら営利を目的として書店その他の商人によって経営されるもの。貸本屋的色彩濃厚である。
- (2) 民衆啓蒙を目的として地方当局者によって経営されるもの。
- (3) 地域民衆の啓蒙を目的として地域の有力者によって経営されるもの。
- (4) 共通の利益を追求するものが、その目的達成のため共同で設立、経営するもの。

つぎにそれぞれについてみてゆこう。まず第一の型のものは都會に多く、その多くは書店が本業の傍に經營していたものであった。なかには佃煮屋が經營しているも

のもあった。これらにおいては、利用者に茶菓を出し、その代金とともに高い閲覧料（一時間に付一錢五厘）をとるところが多く、文明開化の風潮に便乗して利益をあげんとしたものであった。第四の型に属するものとしては1872年頃和歌山県下寄合町に設立された知新堂などがその例として挙げられる。これは地方の商人が共同し「勉テ内外ノ事情ヲ暗知シ彼我ノ政体時勢ノ沿革物価ノ贏輸等巨細取調商業ノ便利ヲ窮メ職工ノ奇術ヲ発明シ人造ノ物産ヲ窮理スル等総テ衆人ニ利益アルノ目的ニ注意シ從テ僻遠ニ波及セシムヘシ」⁽¹⁶⁾という意図にもとづいて設立したものであった。ここには、たんなる民衆啓蒙とは異なった、明治初年という動搖しつつ開けゆく時代に生きる商工業者の利益をとくに慮かったきわめてユニークな意図にもとづく図書館経営のあり方が示されている。ここでは会員制図書館の方式をとって経営され、会員外の者には有料（一回二錢）で閲覧させた。この種のものとして史料的に確認できるものは、現在のところこの知新堂だけであるが、文明開化とともに殖産興業策がとられた当時の状況を反映するものということができるよう。

第二・第三の型のものをみてゆく前に今一度政府の文明開化策を吟味する必要がある。文明開化策の本質は、前述のごとく、知的能力をもち、自主的に自己の生活を築きうる近代的国民を形成することであった。そしてこれは学制の制定によって実施に移されて行ったのである。この近代的国民に要請された知的能力と生活態度は、抽象的なそれではなくあくまでも「富国強兵」策を遂行してゆくための前提としてという限定づきのものだったのである。さらにこの近代的国民は、廃藩置県後の一応の中央集権的統一国家成立後においては、「政府の施策を進んで理解し協賛する」⁽¹⁷⁾程の「文明開化の人民」でなければならなかった。したがって、この文明開化期には、児童の教育とともに成人のためのこの種の啓蒙活動が活潑に展開されたのである。

この文明開化期には、1871（治年4）に木戸孝允の援助によって発行された「新聞雑誌」につづいて、「横浜毎日新聞」、「東京日日新聞」、「日新真事誌」、「郵便報知新聞」など主要新聞の外、各種の新聞が中央、地方において数多く発行されるようになった。政府、地方当局は、文明開化策を推進する有力な手段としてこれら新聞に補助金を与えるなど保護を加え、さらにいわゆる「御用新聞」を政府資金で買い上げ各府県に送付することまで行ったのである。かくして「政府ノ正規ヲ基トシ各地ノ景況ヨリ善ヲ勧メ惡ヲ懲シ以テ世ノ開化ヲ

裨補スル要書」⁽¹⁸⁾としての新聞とそれを閲覧せしめる新聞縦覧所とは、成人のための啓蒙活動の具として重要な役割を果すこととなったのである。

たとえば愛知県においては、1872（明治5）年11月、管下の戸長にたいし「休業ノ節ハ諸新聞紙翻訳書類ヲ披閱シ各自勉強苟モ開化ニ進歩」⁽¹⁹⁾するよう管内人民に説諭すべしという告諭が発せられた。また山梨県においては、同年9月、管内区々長、戸長にたいし「小民末々幼童婦女ニ至ル迄世間ノ景況ヲ知ラシメ鄙野ノ弊習ヲ去リ開明ノ風化ニ移ラシメ」⁽²⁰⁾るために管内の人民を一定の日に一定の場所に集め新聞を読み聞かせる「新聞解説会」を催すか、あるいは新聞の回覧を行うことによって民衆の啓蒙を行うべしとする告諭が出されているのである。これらはいずれも地域の有力者である区長、戸長らに民衆啓蒙の任を負わせ、その方法として新聞閲覧を推奨したものである。このような措置は他府県においても行われたのかその点現在のところ史料的に確認できない。いずれにしてもこのような措置によって地方民衆が新聞に馴れ親しみ、新聞縦覧所を設立する契機がつくれたであろうことは推測される。

かくして、第二の類型に入るものとして、京都の集書院、1873年10月設立の島根県松江書籍縦覧所⁽²¹⁾さらに下って1875年7月に青森市内の各警察出張所に設けられた東京日日新聞縦覧所⁽²²⁾1876年8月設立の府立大阪書籍館などが挙げられよう。さらに第三のものとしては、1872年8月の福井県武生の「新聞同盟会」⁽²³⁾、同年9月の横浜市の「新聞縦覧館」⁽²⁴⁾、同年の群馬県安中の湯浅治郎の「便覧舎」⁽²⁵⁾、翌1873年3月の福岡県太宰府の「新聞紙展覧所」⁽²⁶⁾同年6月の北海道函館新聞縦覧所⁽²⁷⁾などがあげられる。もちろんこれらは氷山の一角で今後の史料の発掘によってさらに多く見出されるであろう。この第三の類型のものなかには、地域の戸長が率先して新聞縦覧所を設け無料で公開した（函館）もの、あるいは地域の有志が県庁に要請してそれを設けさせた（太宰府）など異色のものも含まれているが、多くは個人あるいは有志者が共同して購入したもので地域民衆啓蒙のために開放したというものであった。ちなみにこの期においては新聞、雑誌の共同購入は通例のことであったといわれている⁽²⁸⁾

これらの新聞縦覧所で読まれた新聞は、東京日日新聞、日新真事誌など御用新聞と呼ばれたものの他地方新聞であった。その他備付されていたものとして明六雑誌、民間雑誌などの雑誌類、「学問のすすめ」、「開化問答」などの新刊書などであった。⁽²⁹⁾

以上、いくつかの類型をもつ簡易閲覧施設が全国各地に設けられ文明開化期を華やかに彩るのであったが、これらが実際どの程度民衆生活のなかに溶け込んでいたか明らかではない。ただ識字程度がきわめて低くかった当時の多くの民衆にとって、それらはただたんに文明開化を象徴する地域の文化的アクセサリーと感ぜられたにすぎなかつたのではあるまいか。これらを積極的に利用したものは、世相は混沌として定まらず、土台のゆるやかな維新政府の施策も朝令暮改のそしりをまぬがれぬという状況のなかで、絶えず自己の利害と直接結びつく新情報、新知識を逸早く入手しようとする人々、役人、あるいは欧米の新知識を貪欲に求める学者、研究者、著述家などいわゆる社会的エリットであったであろう。

ともかくこの期の各種印刷物共同閲覧施設は、文明開化という風潮に乗り、それまで異物であった欧米近代図書館にみられる閲覧方式を欧米諸国における新知識の吸収、民衆啓蒙という目的をもって、かなり歪んだ形ではあったがわが国に定着させたという点で意義があったということができるよう。

註

- (1) 『福沢諭吉全集』第1巻・305頁、岩波版
- (2) 『明治以降教育制度発達史』第1巻・259頁。
- (3) 『明治文化全集』第4巻 新聞篇 376~7頁。
- (4) 「文部省十一等出仕市川清流建言に依りて、書籍院御施設の相成るよしを聞けり。是は、諸民勉学の望みありながら、身貧にして諸籍を閲する能はず、或は旧事來歴の確実を知らんと欲せど、其証書を得難きが故に曖昧にして生涯を果す、豈亦遺憾ならずや。是等の輩、其住所姓名及び閲すべき書名を認め、其院へ訴へ出でなば、披見謄写随意たるべきとの旨意なるよし、實に衆庶をして、文明の期に至らしむ良法と云ふべきなり。」明治5年4月29日、「東京日日新聞第63号」。なお引用は蛇原八郎「明治初期図書館事情考」、『書祭』、昭和14年刊、所収より再引用。
- (5) 文部省書籍館については、竹林熊彦『近世日本文庫史』昭和18年、107~127頁。波多野賢一「明治初年に於ける官立図書館博物館の発生とその変遷」、芸艸会編『太田先生記念書籍幾編』、「図書館研究第10卷」所収、参照。
- (6) 明治初頭の京都の社会経済の動き並び槇村正直についてのは、寺尾宏二『明治初期京都経済史』昭和18年、参照。
- (7) 竹林熊彦・前掲書。
- (8) 竹林熊彦・前掲書。
- (9) 『福沢諭吉全集』、第20巻、81頁、岩波版。
- (10) 竹林熊彦・前掲書。
- (11) (2)・(3)ともに『文部省年報』それぞれ、第8年報、同9年

報・10年報より引用。

- (14) 集書院にかんしては、竹林熊彦・前掲書、90~106頁、参照。
- (15) 『文部省年報』、第8年報、64頁。
- (16) 明治6年1月10日、『日新真事誌』第209号。
- (17) 遠山茂樹『明治維新』、昭和26年、229頁。
- (18) 明治6年1月13日付前掲新聞。
- (19) 明治5年11月、『新聞雑誌』第69号。
- (20) 明治6年9月27日付、前掲新聞、第2週年第11号。なお、明治5年9月に発せられた「告諭」の本文は明らかではない。
- (21) 明治6年11月27日付、前掲新聞、第167号に、この松江書籍縦覧所にかんする記事あり。その設置にあたって県より出された告示文を引用する。「當県官庫ニ蓄藏スル皇漢洋ノ書籍大略完備セリト雖モ小学書目外ニ涉ルモノ多シ依テ今文部省書籍(館)ノ体裁ヲ模倣シ第1区殿町小学校内元修道館書生寮ヲ以テ書籍縦覧所トナン本月10日開場ス就テハ貴属士族桃好裕其外申出ノ趣モコレアリ規則並取締幹事等別紙ノ通相定候条管内士民一般有志ノ者ハ勝手ニ罷出展覽致スヘク候抑先般学制御發行以来違制ノ校塾ヲ廢継シ更ニ小学校創建ニ及ヒ現今粗小学普及ノ基礎相立候得共未タ中學設立ノ場ニ相連ヒ兼候際壯年以上ノ輩ハ學事中止ノ姿トナリ自然惜ムヘキノ月日ヲ閑散ニ擲ツニ至リ遺憾少ナカラス候条此度取設クル縦覧所ノ儀ハ取締幹事等臨席各自ノ質問ヲモ弁明致シ候都合ニ付斯ル開明ノ今日遊怠徒食ノ嘲ヲ招カサル様銘々家事職業ノ余暇相競テ登場研究候様注意スヘシ」
- (22) 取締幹事が常駐し、来観者の質問に応じるという処、いかにも文明開化期を思わせる。なお、同文は、小野則秋『日本図書館史』昭和27年、にも引用されているが、脱字および書改めが散見する。
- (23) 『青森市沿革史』中巻・明治42年、773頁。
- (24) 明治5年8月、『新聞雑誌』第57号。
- (25) 明治5年9月『郵便報知新聞』第16号。
- (26) 湯浅三郎『湯浅治郎』昭和7年、非売品、8~9頁。
- (27) 明治6年3月24日『日新真事談』第267号。展覧所には左の文が掲げられていたといふ。
- (28) 「夫新聞誌ノ効アルヤ當今ノ世態ヲ曉リ知識ヲ開キ物理ヲ究メ商賈ノ駆引ニ至ルマテ具備セサルハナク各事各物一トシテ使ナラサルナシ有志ノ諸君幸ニ之ヲ熟誦セヨ」
- (29) 『図書館雑誌』第22年、第3号。
- (30) 明治6年の御触書
新聞誌の世に益あるや言ふを不待して皆人の知る処なり因て此度官許を得2大区5小区を内瀬町1番地内に新聞誌縦覧所設置し本月19日より開場いたし候間各戸営業の余暇貴賤老少に不限所同に立寄展覧可被致候
右及通達候也
但日々開場午前8時より午後5時迄貴賤共見料差出候に不及候事
第6月17日 3区戸長
箱館町総区各民中
(31) 岡本瓊『国家及国民生活の実相を叙す明治大正思想史』昭和4年、68頁。
- (32) 青森県弘前の「新聞会社新聞縦覧所」(明治7年設立)の文書による。未公刊、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵。

第2章 黎明期の公共図書館

第1節 明治10年代の公立書籍館

明治初年において、文明開化の風潮に乗り、また一種の物珍しさも手伝って都会を中心に全国的規模で普及した図書・雑誌・新聞紙など各種の印刷物の共同閲覧施設は、明治10年代に入り、田中不二麿らによって新たにアメリカ公共図書館にかんする知識が伝えられ、さらに政府当局により新たな発展の契機を与えられ、図書館を要請する社会的状況に支えられ、前時代的貸本屋的色彩を序々に拭い去りながら公的施設としてその発展の歩を進めて行く。しかし、それと同時に1881（明治14）年10月の政変によってそれまで開化策をすすめていた維新政府にその政策転換がみられてから、これら図書館にたいする国家統制の兆が現われてくる。

1877（明治10）年前後から、文明開化期の簡易閲覧施設とは異なった、内容的にも充実した公立書籍館が設けられてくるようになり、各府県に一種の書籍館ブームを巻き起した。そして今日の県立図書館のなかには、宮城県立図書館のごとくその起点を当時に求めうるものもあるのである。また当時にとられた文部省の図書館対策のなかには、すでに1945年に至るまでのその原形がみられるのである。このように明治10年代の図書館をめぐる動きは、直接的あるいは間接的にその後のものを規定するものをもっている。以下においてそれらについてさらに深くのべてゆこう。

幕末に福沢諭吉によって伝えられた欧州図書館にかんする知識は、前述のごとく彼地の代表的な国立図書館一館内閲覧制をとる一にかんするものであり、それは文明開化期の閲覧施設に大きな影響を与えたのであった。しかるに1877（明治10）年前後に至ってアメリカの教育制度が広汎にわたって紹介されてくるのに附隨してアメリカの図書館にかんする知識が新たにわが国に伝えられた。⁽¹⁾ そしてこの図書館は、福沢によって伝えられたものとは本質的に異なる専ら民衆の閲覧利用のためのパブリックライブラリー「人ニテモ代料ヲ払ハシシテ⁽²⁾ 公立書籍館 縦覧スルコトヲ得ル書籍館」であった。その知識、情報も、いわば通一遍のものではなく文部省当局者の米国視察あるいは彼地での留学生監督者による仔細にわたる観察にもとづく現地報告などを通してきわめて豊富に伝えられたのであった。⁽³⁾ そしてその内容も図書館行財政から図書館経営にいたるまできわめて具体

的内容にわたる詳細なものであった。さらに附加えるべきことは図書館を文化施設として孤立的にとらえず、教育制度全般という文脈のなかで学校教育と相俟って教育を全きものとする社会教育機関としてそれをとらえていいるということである。そしてこのことこそ福沢のそれと全く異質のものであり、またその後のわが国の図書館行政の基本的路線を設定せしめるにあたって重要な意味をもつものとなつたのである。

これらの情報、知識は、文部省の刊行物あるいは教育雑誌を通して広くわが国の教育関係者の間に伝えられた。そしてそれは地方関係者の間に公立書籍館設立の気運を醸成して行ったことであろう。この動きに強い刺激を与えたものは1877年12月、「文部省第4年報」のなかで文部大輔田中不二麿が「公立書籍館ノ設置ヲ要ス」⁽⁴⁾と全国の関係者に呼びかけたことであろう。その反響の有無については何ら確証を得ないが、この一文のなかに当時の文部省の描いていた公立書籍館のイメージがかなり鮮明にあらわれている。田中はこの一文のなかでつぎのようにのべている。教育は公立学校の設置と補習継続教育機関たる公立書籍館の設立とが相伴うことによってはじめて完成するとし、公立学校の施設が漸次整備されつつある今日、教育の完備を期するためにも「専ラ必需ノ種類ノ」図書を備え、「勉メテ人民ノ志好ニ投シ以テ社会ノ文運ヲ振興スル」ような公立書籍館の設置が必要であるとした。またその施設にかんしても、特別のものを設立できない場合には、学校附属あるいは寺堂社宇を仮用する簡易なものにする。そして最後に「蓋公立書籍館ノ設置踵ヲ各地方ニ接シ漸ク著効ヲ見ルヘキノ日ニ及ヒテハ、政府モ亦其費額ノ幾分ヲ補給スルハ敢テ不当ニ非サルヲ信ス」として、地方教育関係者の公立書籍館にたいする関心を喚起しようとした。これによつて地方における公立書籍館設立の気運が高められたことは確かであろう。

一方、政府当局においては、1872年8月、近代的中央集権国家フランスの教育制度にその範をとり、そそうの間に作成されたデスクプラン的色彩の濃い「学制」を公布したが、それはその実施の過程において民度の低い封建遺制を充分に払拭しえないわが国の実状との間に大きなそごを来たしたことにより、その根本的再検討の必要が痛感されるに至つた。かくしてわが国教育制度全般にわたる再編の動きがみられてくるのである。その際にその範としてとられたものがアメリカの教育制度であったことは周知の事実である。⁽⁵⁾ 文部省においては、学制公布後、わが国の教育制度並びに施設経営にわたる改善にあた

っての教育顧問としてアメリカ人ダビット・マレー (David Murray (1830-1905)) を置き、あるいはアメリカに文部大輔田中不二麿をはじめとする文部省当局者を使節団として送り、また現地滞在者より詳細な報告を求めるなど文教政策確立にあたって積極的にアメリカから学んだのであった。わが国の教育制度再編にあたって、何故アメリカのそれが選択されたか、あるいはその間の事情についてはここではふれないが、わが国の教育制度再編にあたって、アメリカの教育制度にその範をとり、図書館にたいして理解を有する田中不二麿がその中心人物として働いたことは、その後わが国図書館の動向に深いかかわりをもつことであった。というのは、その再編事業の帰結として、1879(明治12)年9月29日、太政官布告第40号として「教育令」が公布されるが、その第一条において、「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ」と規定され、⁽⁶⁾ここに図書館は、幼稚園や博物館などとともにわが国教育制度において教育施設としてはじめて公民権を獲得するに至るからである。このことはやはりわが国図書館史上劃期的なことであった。

田中の設立の呼びかけあるいは法規上に図書館が明記されたことによってか、この時期にいたると公立書籍館の設立されてくるものが増えてくる。この時期に設立されたものを設立時の順に並べてみると、府立大阪書籍館(1876年)、県立浦和書籍館(同上)、県立静岡師範学校附属書籍館(1878年)、広島県博物館附属書籍室(同上)、愛知県立師範学校附属書籍館(1879年)、滋賀県立師範学校

附属書籍縦覧所(同上)、県立新潟学校附属書籍館(同上)、県立高知書籍館(同上)、県立秋田書籍館(1880年)、栃木県書籍縦覧所(同上)、町村組合立八戸書籍館(同上)、町立三戸書籍館(同上)、町立五戸書籍館(同上)、県立宮城書籍館(1881年)、県立佐賀中学校附属書籍館(同上)、県立徳島師範学校附属書籍館(1882年)、石川県立博物館書籍室(同上)、岐阜県立華陽学校附属書籍館(1883年)などがある。その他「各地方学校ノ重要ナル者ニ於テハ概子多少ノ書籍ヲ蔵セサル者ナシト雖専ラ生徒ノ展読ニ供シ公衆ノ縦覧ヲ許サス或ハ文庫等ノ称ナキニ因リ主管ノ吏員其報状ヲ呈セサル者アリ是ヲ以テ今其数ヲ知悉スル能ハス」⁽⁷⁾という文部年報の報告にあるごとく表面に現われないものも数多くあったものと思われる。また文部省年報中の「地方報告」の「将来教育進歩ニ付須要ノ件」なる項目において書籍館設立を掲げている府県が多い。以上みて明らかにごとくこの時期においては図書館設立の気運は全国的に高まったのであった。

つぎにこれら公立書籍館について概観をこころみてみよう。

まず、その設立趣旨からみてゆこう。その多くは、ただ「書籍館ハ教育上須要ノ事業タルニ由リ」⁽⁸⁾(滋賀県)設立したとしている。この場合において、「教育上須要ノ事業」という事柄のなかには、「書籍館…ノ教育上ニ闕クヘカラサルハ猶人生ノ空氣ニ於ケルカ如シ故ニ文物最盛ナル地ニハ必ス此ノ設ケアラサルハナシ当県モ亦其聲ニ倣ヒ」⁽⁹⁾設立したとするきわめて消極的な意味と「教育ノ道漸次歩ヲ進ムルト雖モ教師及生徒其他教育者

書籍表 滋賀県師範学校附属書籍縦覧所

文部省第13年報より

種別	在来数		増 数						現在数	
	部類	冊数	本庁回送		寄贈		購求		部数	冊数
			部数	冊数	部数	冊数	部数	冊数		
皇学神道	43	100	—	—	—	—	—	—	43	100
職官礼度	63	308	—	—	—	—	—	—	63	308
修身性理	26	122	—	—	—	—	—	—	26	122
法律政書	151	1558	—	—	1	64	—	—	152	1622
教育授業	18	26	—	—	—	—	—	—	18	26
和漢洋史伝記	481	7782	—	—	2	29	12	33	495	7844
天文律暦	22	143	—	—	—	—	1	1	23	144

地理風土	62	277	—	—	—	—	—	—	—	62	277
算数測量	16	53	5	44	1	1	—	—	—	22	98
経済記簿	124	689	—	—	—	—	—	—	—	124	689
物理化学	10	24	2	3	—	—	—	—	—	12	27
動植金石	17	88	3	3	—	—	—	—	—	20	91
農商工学	2	33	—	—	—	—	—	—	—	2	33
生理医学	17	43	8	59	—	—	—	—	—	25	102
習字画術	21	95	—	—	—	—	—	—	—	21	95
教科総類	4	5	—	—	—	—	—	—	—	4	5
経籍儒家	515	7863	—	—	—	—	—	—	—	515	7863
仏学西教	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1
諸子百家	83	573	—	—	—	—	—	—	—	83	573
叢書隨筆	141	1837	—	—	3	40	12	62	156	1939	
和文倭歌	213	1,154	—	—	—	—	—	—	—	213	1,154
詩文尺牘	221	1554	—	—	3	2	—	—	—	224	1567
音韻字書	59	823	—	—	3	2	—	—	—	59	823
譜牒系図	29	190	—	—	—	—	—	—	—	29	190
小説俗話	86	945	—	—	—	—	—	4	25	900	970
年表報告	19	28	2	2	—	—	—	2	3	23	33
総計	2453	26,315	20	111	10	146	31	124	2,514	26,694	

ノ参考」⁽¹⁰⁾に資するという積極的な意味をも含んでいた。その他「有志者ヲシテ辺鄙書籍ニ乏シキノ嘆ヲ免レシメント欲」⁽¹¹⁾して設立したもの。また「方今ノ急務トスル所ハ公衆ノ各其志ヲ協ヘ力ヲ戮セ之カ蒐集保存ノ方法ヲ謀リ以テ世益ヲ悠久ニ期スル」⁽¹²⁾という趣旨にもとづき設立するものなどがあった。以上四つの類型に分けうる設立趣旨にもとづき設立されたこれら公立書籍館の利用対象として考えていたものは、何であったか。それは「著述編輯者或ハ教員生徒」⁽¹³⁾であり、「教育ニ從事スル者ノ便ヲ主トシ兼テ公衆ノ來觀ニ供」⁽¹⁴⁾するということでも明らかのように、中心はあくまで教員、生徒であり、一般人はそのお裾分けにあづかるというかたちであった。実際に利用した者は、やはり「教員生徒ノ類」であり、その他「近傍ノ有志」であった。というのも「來觀料ヲ取ラスト雖モ辺鄙ノ者宿ヲ重子糧ヲ裏シテ来ル固ヨリ少」⁽¹⁵⁾なかつたからであった。その蔵書は、どうであったか。その多くは「旧藩引継其他

学務課在来」⁽¹⁶⁾のものであり、それに「専ラ教育ニ関スル和漢洋ノ図書及雑誌新聞紙等」⁽¹⁷⁾をつけ加へたものであった。したがってその多くは「高尚ニシテ猶俚俗ニ適セサル」⁽¹⁸⁾ものであり、また「社会今日ノ時好ニ投スル書籍」⁽¹⁹⁾が少なかったのである。このような蔵書を有し、さらにその所在地も「位置ノ不便」なる県立学校の一隅である場合が多く一独立館舎をもつたものは、高知書籍館だけである一、したがって校外の一般閲覧者は自然と足が遠のいて行くのであった。わずかに残る当時の記録から一般閲覧者の利用状況をみると、高知書籍館では「政治ニ関スル書籍ヲ借覧スルモノ最モ多シ」⁽²⁰⁾として、自由民権運動の中心地たる面目躍如としている。また連隊所在地である大津にあった滋賀師範学校附属書籍縦覧所では

外来者ニ就テ之カ類別ヲ挙ケソニ国書ノ縦覧25人ニシテ類書ニ於テ多数ヲ見ル漢籍ハ24人内歴史最モ多シ訳書ノ如キハ絶テアルコナシ但シ新聞雑誌ニ27名ヲ見ル

又帶出ハ国書漢籍訳書ニ通シテ歴史最モ多数ニシテ部数817人員586トス之ニ次クハ法律政書ニシテ其数95部人員亦之ニ均シ其他各書ニ就テ小異同アリト雖モ歴史法律書ノ多クニ及ハス以テ今日公衆帰向ノ史律ニ偏スルヲ見ルヘシ然レビ其外來者ハ特ニ軍人警官ニ多クシテ希レニ序吏士民ヲ見ル⁽²¹⁾

という状況であった。当時における同県における6才以上の全県民にわたる文盲調査によると⁽²²⁾自己の姓名を書けないものの比率は全体の約32%に達していた。残りの68%のものなかでも充分な読書力を有するものの比率はそれ程高くはなかったであろう。「軍人警官」もその中でもエリートの旧士族出身者であったのであろう。

開明的な地方官僚、教育関係者の配慮によって、一般民衆にもこれら公立書籍館は開放された。しかし、種々の要因によってそれらは未だ充分に利用される段階に達していなかった。したがってこれらの書籍館の多くは、設立者の意図はともあれ、次第に「学校図書館」的なものになってしまった。それらの経営方式、予算規模をみてもそれはうべなへる。経営方式からみてみると、書籍館専任の職員を有しているのは、宮城、秋田、高知、大阪などの各府県立書籍館であり、その他は「吏員ノ如キモ亦本校書記ニ転シテ本所別ニ吏員ヲ置カ」⁽²³⁾なかった。その予算規模も宮城の800円72銭をトップに栃木の5円52銭（いづれも年間）に至るまで、さまざまであるが200円から300円の間が多く、当時の小学校一校当たり最少経費年間150～60円と比較して大して差異のあるものではなかった。そして前記の府県立書籍館を除いて多くは学校経費の一部として支出されていた。

以上の素描からも明らかのように、これらの公立書籍館は名実とともに「県立」にふさわしいものではなかった。それらの多くは学校附属書籍館だったのである。したがって当時の県立書籍館の本質を究めるためには、それと学校教育との関係をさらに深く追求してゆかなければならない。

明治10年代の県立書籍館の多くは、その名称からも明らかのように県立学校とくに師範学校の附属機関として設置された。それは一つには、当時においては、地方各府県立師範学校は当該地方の教育文化の中心であり、旧藩以来の蔵書その他文化財を保存蔵置する独立した施設の設置が財政的に不可能な場合には、これら師範学校に併置することが合理的であると考えられたことによる。⁽²⁴⁾ 第2に、当時の学校教育の状況をみてみると、1872年の「学制」公布により、地方においては、小学校設立が相繼ぎ、その結果それに要する教員の養成が焦眉

の問題となっていた。しかるに、「学制」においては「小学校教員ハ男女ヲ論セス年令20才以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルヲ許サス」⁽²⁵⁾と規定されており、地方においては、早急に師範学校あるいは中学の整備にとりかからなければならなかった。その初期の段階では、短期の簡易養成課程によって増加する教員需用に応じていたが、1877年前後になると師範教育も軌道に乗りはじめ、その内容の整備、充実に力を入れはじめた。そして「教育は人なり」という認識が殊の外つよかつた当時において、地方当局者が優秀なる小学校教員養成のため師範学校に、旧藩以来の文化財あるいは近代文化の生み出した器機を備えた書籍館、教育博物館などを併置し、その万全を期せんとしたとしても、不思議ではない。さらにこのような開明性をもつ地方当局者が、それをたんに教員生徒の利用機関にとどめず、一般民衆にも開放し、よって地方文化の向上につとめようとしたと考えられる。これがこの期の県立書籍館を生み出して行った内的な要因であった、

さらに、この期の公立書籍館と学校教育と密接な関係を示すものにつきのようなものがある、1880（明治13）年9月、青森県三戸郡五戸村（当時）に、町村立五戸書籍館が設置されるが、3年後にそれは廃止される。この書籍館についてつぎのような記録がある。⁽²⁶⁾

抑該館ハ当初小学校則編製ノ参考ニ供センカ為メ図書ノ蒐集ニ基キタリシモ 一旦教育令ノ改正アルニ當リ 教則ノ編製ハ人民ニ任スヘカラサルヲ以テ頓ニ其必要ヲ空クスルニ至レルノミナラス亦学資応用上緩急ノ存スルアレハ茲ニ之ヲ廢セシ所以ナリ……

（傍点・引用者）

この記録の背景をなしている当時の状況をみると、学制下においては、その公布の直後、文部省によって「小学教則」が制定され、小学教育は一応その線にそって進められて行った。その教則の内容は、学制に規定されたものをさらに敷衍したもので、煩瑣に感ぜられる程具体性をもった詳細をわめたものであった⁽²⁷⁾。しかるに1879（明治12）年、学制が廃止され「教育令」が公布されると、そこでは、学制で定めたような煩雑な教科目を廃し、ただ「公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ」⁽²⁸⁾と規定されたのみで、1881年5月「改正教育令」にもとづいて「小学校教則綱領」⁽²⁹⁾が制定公布されるまで何ら拘るべきものが与えられなかつた。このような状況におかれた地方教育関係者は、小学教則編製は「人民ニ任」かされたものと考え、そのための参考資料を地方町村の共同出資により入手し、その共同利用のために町村

立書籍館を設置したのであった。しかし、「小学校教則綱領」が制定され、「小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ」（改正教育令、第23条、傍点は引用者）となると、町村にあるこの種の書籍館は、その存在理由を失い、「学資応用上緩急」があるという新たな理由で消滅して行ったのである。一方、府県におけるこの種の書籍館の存在理由はますます強まったのである。

以上のように、明治10年代の公立書籍館は、直接あるいは間接、学校教育と結びついていた。しかしその両者の関係は、田中不二麿らが考えていたものとは異なっていた。かれらは、公立書籍館とは学校教育とは相対的の独立性をもつ継続補習教育機関であり、国民の教育は、公立学校と公立書籍館とが相俟って完全なものとされると考えていたのであった。しかし現実には、公立書籍館は学校教育に従属し、それを補充してゆく一機関であると考えられていたのであった。

1879年の教育令においては、その糺余曲折にとんだ制定過程を経てではあるが、図書館が教育機関として法規上はじめて登場した。文部省においてはその後、増加しつつある公私立書籍館に対処するため、図書館関係法規の整備につとめるようになった。同年11月12日、教育令の図書館関係規程を補うものとして、公私立書籍館などの設置廃止にかんする太政官布達第5・6号⁽³⁰⁾が発せられた。翌年の改正教育令においては、「单ニ学校ヲ學テ其他教育上須要ノ局部ニ及ハサルハ法律ノ不備ナルニ由リ今幼稚園書籍館等ノ文字ヲ増加シテ以テ其意ヲ補ヘリ」⁽³¹⁾との理由で、前年の太政官布達第5・6号の内容をもつものを条項として、改正教育令の中に加えた。そして、その翌年の1881（明治14年）1月31日、文部省達第4号「府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則」⁽³²⁾さらに同日第5号によって町村私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則起草にあたっての「心得」⁽³³⁾が出された。その後、1883年前後よりの経済不況により就学者が激減したことに対処し、また地方教育費の軽減をも意図して、1885（明治18年）8月に、教育令は再び改正されるが、⁽³⁴⁾図書館にかんするかぎり、何ら改変は行われず、1886年を迎える。

1885年12月の官制の大改革により内閣制度がとられ、新たに森有礼が文部大臣に着任すると、心氣一転教育制度全般にわたる再検討とともに、大改革を行うこととなつた。かくして翌1886年、教育令は廃止となり、それに代つて帝国大学令、中学校令、小学校令、師範学校令、諸

学校通則が制定された。そして図書館にかんする規定は、諸学校通則⁽³⁵⁾のなかに

第1条 師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ認可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得

第3条 学校幼稚園書籍館等ノ設置変更廃止其府県立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ経ヘク其区町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ其私立ニ係ルモノノ設置変更ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク廃止ハ府知事県令ニ上申スヘシ

という規定をみるだけとなってしまった。この規定によれば、図書館にかんしては、府県立のものは、寄附行為によるもの以外は設立できず、また市町村においては、公立図書館設立の法的根拠を失った。このような措置は、「国家ノ須要ニ応スル」国民の育成に意を用い、そのための学校教育を重視した森有礼が、書籍館幼稚園などは不急のものと考えたことによるのであろう。その意味で劃期的なことであった。発展の傾向を示しはじめたわが国の図書館は、これにより一頓挫を来たしてしまったのである。その後、1888（明治21）年の市制、町村制、1890（明治23）年の府県制、郡制の公布によりわが国の地方自治制度は一応の確立をみるが、それに即応して、同年10月、小学校令が改正される。この改正小学校令においては、「市町村ハ幼稚園書籍館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校ヲ設置スレコトヲ得」⁽³⁶⁾（第40条）と規定され、市町村に図書館設置の権限が与えられた。また些やかなことであるが「図書館」なる用語が法規に明記された。同年11月17日文部省令第18号をもって「幼稚園書籍館盲啞学校其他小学校ニ類スル各種学校及私立学校ニ関スル規則」⁽³⁷⁾が、改正小学校令にもとづき制定され、それが、1899（明治32）年の図書館令制定にいたるまでの図書館に関する中心的規定となつたのであった。

これまで、法規の制定という側面から、文部省の図書館施策をみて來たが、さらに視角をかえて、図書館の内面指導という側面からそれをみてゆこう。文明開化期、明治10年代の初頭においては、それはほとんど現われなかった。ところが、1879、80年にわたつての澎湃たる自由民權運動の昂揚により体制的危機感を感じた維新政府は、政府部内での進歩派である大隈一派を追放すると同時に、1890（明治23）年を以て国会開設の期とする旨の詔勅を発布する。このいわゆる明治14年の政変以後の政策転換によって從来進歩主義をとつていた教育方針が一大旋回し、儒教、国学の方向をとるようになつた。

このような政府の文教政策の右旋回によって図書館の内面指導が開始されたのであった。

1882(明治15)年12月、文部省において府県学務課長、校長を招集し、学事の諮詢を行ったが、その際、文部卿福岡孝弟代理文部少輔九鬼隆一が、各種教育施設について訓示を行ったが、そのなかには図書館にかんするものも含まれていた。それは図書館の理念、その種類、その経営方法の細部にいたるまで念入りな詳細きわめたものであった。⁽³⁸⁾なかでも「其蔵書ノ撰択ハ実ニ要件中ノ最要件」として、つぎのように述べている。

夫レ書籍ハ人ノ思想ヲ伝播スル所ノ最大媒介タリ而シテ其効用ノ無比ナルハ固ヨリ言ヲ待タスト雖モ然レトモ其伝播スル所ノ効力ハ固ヨリ其思想ノ善惡邪正ニ由テ異ナルニアラサルヲ以テ善良ノ書籍ハ乃チ善良ノ思想ヲ伝播シ不良ノ書籍ハ不良ノ思想ヲ伝播スレハ則チ其不良ナルモノヲ排棄シ而シテ其善良ナルモノヲ採用スルヲ要スルナリ其学校生徒庶民等ノ為メニ設ル所ノ書籍館ニ至テハ殊ニ然リトナスナリ蓋シ善良ノ書ハ読者ノ徳性ヲ涵養シ其善良ノ智識ヲ啓發シ其愛國ノ誠心ヲ誘起シ親族及社会ノ交際ヲシテ寛和敦厚ナラシムルカ如キ其効益タル最モ著大ナリト謂フヘシ之ニ反シテ不良ノ書ハ読者ノ心情ヲ攬擾シ之ヲシテ邪径ニ誘陥シ遂ニ小ニシテハ身家ノ滅亡ヲ招致シ大ニシテハ邦国ノ安寧ヲ妨害シ風俗紊乱スルカ如キ其流弊タル実ニ至ナリト謂フヘキナリ……(当時の出版状況を述べ)…故ニ其之ヲ選択スルニ当テハ最モ能ク之ヲ精査甄別シ独リ弊害ノ顯著ニシテ且ツ至大ナルモノノミナラス苟モ其目的ニ乖戾スルモノノ如キハ之ヲ採用スヘカラサルナリ……

(傍点・引用者)

上の引用文にも明らかなように、その神経質なまでの配慮がうかがわれる。なお、なかには来観者誘致にかんする指導など、今日においても未だ妥当性を有するごときすぐれたものも、含まれていた。

文部省においては、このような訓示を行うのみでは不充分としては、1884(明治17)年7月、各府県に令して、同年末の調査による府県町村立及び私立書籍館の科目別目録を編纂し、それらを取纏め提出させた。⁽³⁹⁾なお、それは以後3年毎に提出することとした。その後、1890(明治23)年11月、文部省令第18号として幼稚園図書館盲啞学校などにかんする規則が制定されたことは前述したが、その際、その説明事項が出されたが、そのなかで図書館経営にふれてつぎのごとくのべている。⁽⁴⁰⁾

図書館ハ成ルヘク其組織ヲ簡易ニシ広ク之ヲ利用セシ

メンカ為メ学校内ノ一部若クハ教員生徒及衆庶ノ閲覽ニ便ナル場所ヲ択ヒテ之ヲ設ケ務メテ平易ニシテ且有益ナル図書ヲ備ヘシメ教育上風俗上有害ナルモノヲ備フルヲ禁スルコト及其他図書種類ヲ限ル等ハ最モ監督者ノ注意ヲ要スヘシ

ここに定式化された図書館のあり方は、明治末、大正期にかけて確立する。「通俗図書館」といわれるものの原型である。そして、この通俗図書館の理念及びその具体的経営方法は、翌1891(明治24)年9月、大日本教育会附属書籍館改築開館式の際、同会々長辻新次によつて行われた演説のなかで敷衍されたかたちでのべられている。⁽⁴¹⁾そしてこれについては後程ふれられるであろう。

わが国学校教育の草創期、すなわち学校教育の整備拡充にその全エネルギーを傾注しなければならなかつた時期に、地方の開明的官僚によって、各地に公立書籍館が設立されたが、これらは、1884(明治17)年頃より、つぎつぎと消滅してゆく。それには、1880年以来、松方財政の名のもとに強力に推進められて來た財政整理政策のために「米価低落金融閉塞シ農商ニ論ナク非常ニ困難ヲ極メ」⁽⁴²⁾「其影響ヲ学資ニ及ホ」⁽⁴³⁾して來たということが大きな原因として働いていることは確かである。例えば秋田書籍館は、1884年7月に休館となつたが、その理由として「地方費及町村費ノ年1年ヨリ増加シ町村教育費ノ如キハ協議ニ出ツルヲ以テ徵集上非常ノ困難ヲ極メ随テ民間金融壅塞ニ際シ地方費ニモ亦幾分ノ影響ヲ來ス場合ナレハ事業ノ緩急ヲ圖」⁽⁴⁴⁾るためとしている。すなわち萌芽期にあつた公立書籍館は、わが国資本主義原始蓄積期というきびしい条件のなかで、その芽は萎み、枯れて行つたのである。この動きに拍車をかけたものは、いうまでもなく1886年の森有礼による教育制度全般にわたる改革であった。その他、わが国においては、英米の公立図書館運動の發展を支えて行つた中産階級、労働者に対応する社会階層に欠けていたといふことも、これら公立書籍館を消滅せしめて行つた要因の一つといえよう。地方官僚の開明性によつて一旦開かれた門も、それを利用するものは少く、ついに「来観スルモノナシ」⁽⁴⁵⁾となれば、自然その門を閉ざし、本来の「学校図書館」となつてゆくのも故なしとする。一般閲覧者の利用が少ないという事実については様々な要因が働いていたであろう。それについては、さらに深い討究が加えられなければならないが、ここでは一応その事実にとどめて、それは後の機会にゆずろう。

第2節 私立図書館の諸相

明治10年代に入ると、前述のごとく、わが国に欧米の図書館事情もかなり詳細に紹介されるようになり、また地方各府県で公立書籍館を設立するところが多くなるにしたがって、地方において個人あるいは団体による私立図書館設立の動きは活発化してくる。文明開化期にも、湯浅治郎の便覧舎、石川県の中橋和之による銚石文庫の設立などがみられたが、明治10、20年代に入って、私立図書館設立の傾向は、一段と強まり、とくに20年代後半から30年代初頭にかけては、「私立図書館の時代」ともいいうるごとく、それは当時におけるわが国図書館活動の主流をなすものとなつたのである。ここでは、これら私立図書館をめぐる動きとともに、20年代の図書館全般の動きをみてゆこう。

私立図書館についての考察をすすめて行くにあたって、まず一つの作業仮説として、これら私立図書館をその設立趣旨にもとづいていくつかに類型化してみよう。

1. 自由民権運動を筆頭とする地方における政治運動と結びついたもの。
2. 中央から隔離された地方僻村における文化的欲求を充足せしむるためのもの。
3. 地方における教員の自己研修のためのもの。

以上、大凡、三つの類型に分けられるが、つぎにそれについてみてゆこう。

まず、第1の政治運動と結びついたものであるが、例えば1877年前後に高揚をみた自由民権運動において、その展開過程において、当然政治理論学習が行われ、それに附隨して諸印刷物の共同閲覧施設が設けられ、利用されるということはあったであろう。しかし今日までの史料探究の段階では、いまだこれに類するものは確認できない。福島県における運動においては、青年を集め、講義の形でその理論学習がすすめられたようである。⁽⁴⁶⁾しかし、この型の施設の存否は、今後の研究の進展によって確認されよう。ちなみに、1885(明治15)年、新潟県長岡に、当地の政治運動関係者によって、「友共社」なる団体が組織され、その一活動として会員制図書館方式による閲覧施設が設けられたとされているが⁽⁴⁷⁾、その内容が直接政治運動と結びついたものであるか否か明らかではない。

したがって、この期の私立図書館で、自信を以て語りうるのは、第2、第3の類型のものである。そして、この両者は判然と区別しうるものではなく、程度の問題であったといふことができよう。第2の型に属すると考えられるも

のとしては、北海道函館の思齊会書籍縦覧所⁽⁴⁸⁾（1882年）、富山県の真理館⁽⁴⁹⁾（1881年）、富山循環書院（1887年）⁽⁵⁰⁾、枇杷義太郎文庫（1862年）⁽⁵¹⁾などが挙げられる。この他無名のものは数多くあったものと推定される。これらは「田舎偏僻ニ於ケル教育ノ如何ヲ観察スレハ師友ニ乏シク学校ニ遠キヲ以テ厚志篤学ノ輩モ空シク楚山ノ玉ヲ抱キテ之カ彫琢ヲ為ス能ハス其世用ノ美財又資ス之カ講習ノ機関無キハ亦実ニ痛嘆ノ至リナリ」⁽⁵²⁾という認識の上に立って、そのような状態を改善する一助として個人あるいは団体の力で図書館を設立するという趣意で設立されたものであろう。なかには、真理館のごとく「斯ル邪惡社會ノ不如意多キ書籍新聞諸説ノ利益ヲ享クル能サラシメ檀專之カ媒介ヲ為スアリテ開発講究ノ途ヲ塞ク遂ニ金玉ノ壯志ヲシテ瓦砾ト共ニ倒滅セシムル者亦多シ豈慨歎スペキナラズヤ」⁽⁵³⁾という、当時の社会矛盾を明確に意識しつつ、「真理」を護りぬこうという意図によって設立されたものもあった。これらは、いずれも中央から地理的に隔離された僻村における有志が、会員組織をもって共同閲覧を行うという形で設けられたものであり、規模はきわめて小さなものであった。

この時期の私立図書館の主流は、やはり、第3の類型に入るものであった。学制発布によってわが国の学校教育は、その巨歩を踏み出しがた、その初期においては、全国的に非常な教員不足に悩まされ、教育界においては多少漢学の素養のあるものを無資格のまま教員として採用したり、あるいは短期間のきわめて不完全な養成課程を設けその需要に応ずるということが行われていた。⁽⁵⁴⁾しかし、これは結果として学力の不足した、識見ともにとぼしい教員を多数教育界に送り込むこととなつたのである。そしてこれは時の経過とともに問題化し、その対処策として、文部当局においては、地方における師範教育の整備拡充に乗り出すとともに、当時勃興しつつあった地方教育会に、教材研究会、現職講習会などの開催によりその現実的解決の任を負わしめたのである。かくして、その設置の初期においては地方教育の諮問に応ずる機関であった教育会は、次第にその多くのエネルギーを現職教員の研修に注ぐようになったのである。⁽⁵⁵⁾一方、地方の良心的教員の間では、自己研修の一つの方法として有志の共同による閲覧施設がみられるようになった。例えば盛岡市の「玉東舎」（1882年）のごときはその典型例である。⁽⁵⁶⁾そして当時の教育雑誌にも地方教員の自己研修の機関として、また地方教員の知識、経験の交流の場として「村落書庫」の必要を論ず

るものも現われたのである。⁽⁵⁷⁾

この初期の段階における教員有志による会員制をとる閲覧施設も、地方教育会の内容が整備されてくるにしたがってその事業の一環として吸収してゆくようになる。そしてこの動きは、1890年前後の教育制度全般にわたる改編並び地方行財政制度の確立以降、図書館等直接学校教育にかかわりをもたぬ施設は、増大しつつある地方財政支出を軽減する意味で私立地方教育会にその経営を肩代りさせるというシステムがとられるに至ると、ますます促進されるようになってくる。この期の地方教育会附属図書館設立の動きがとくに目立つのは以上のような事情を背景としてもっていたものと考えられる。

文部省においては、これら地方教育会による図書館経営のモデルとして、1887（明治20）年以来その事務所において附属書籍館を経営していた大日本教育会（1883年設立、のち帝国教育会）に、東京上野の東京図書館蔵書中「通俗ニ属スル」図書一切を貸与し、1889年より模範的通俗図書館を経営させたのであった。⁽⁵⁸⁾ この図書館では通俗を目的として、夜間開館、児童閲覧、館外貸出など新しい時代の図書館活動が実地に移されたのであった。また本会々長辻新次は通俗図書館論を展開するなど、地方教育会における図書館経営にたいし、理念、実践を通して指導を与えたのであった。

このような明治20年代の大日本教育会附属書籍館を中心とする新しい図書館活動の展開には、10年代の海外見聞にもとづく知識によるものとは異なった新鮮なものが感ぜられた。それはなぜか。それは、その背後に、わが国最初の図書館専攻の留学生として1年半にわたり欧米諸国の図書館において直接体得した専門的知識、技術をもって帰国した田中稻城（1856～1925）が、指導者として存在していたからである。かれは1890（明治23）年、帰朝すると文科大学教授兼東京図書館（のちの帝国図書館、現国立国会図書館上野支館）館長となり、のちに兼任を解かれ専任館長としてわが国図書館経営の大御所として重きをなすのである。かれは、その後同志とともに英米の例にならい図書館員の相互協力のもとに図書館事項の攻究とわが国図書館の進歩発展の礎として、1892（明治25）年に「日本文庫協会」（現在、日本図書館協会）を創設した。これは、わが国における図書館専門家の初めての専門的団体であり、ここにおいて鍛り上げられた専門的図書館技術は、その後のわが国図書館発展にあたって重要な支えとなったのである。

田中稻城の指導のもとに、大日本教育会はその附属書籍館を通して地方教育会附属図書館の指導を行っていた

のであるが、現実にあるそれらは機構内容ともきわめて貧弱なものであった。その蔵書は、その大半が地方行政当局からの交付によるもの、あるいは有志の寄贈になるものからなり、それらが教育会事務所の一隅の書架に並べられ、わずかの机と椅子が備付けられている、というのがその大部分の姿だったようである。⁽⁵⁹⁾ 一般に有料閲覧制をとっており、利用者も教員、学校生徒がそのほとんどを占めていた。これからみても、これら地方教育会附属図書館の現状は、明治10年代の公立書籍館のそれとほとんど変わらない、むしろある点では、後退しているのであった。

この沈滞し切った図書館の状態を改善するためには、新たな要素が加わらなければならなかった。それは何か。「民衆」であり、また、わが国の場合、それは「国家権力」という強力によって登場せしめねばならなかった。この「民衆」と「国家権力」、これは、わが国における図書館発展のためには必須のものであった。

わが国においてこの「民衆」が図書館利用の対象として登場するのは、すでに文明開化期においてであったが、明治20年代に入って、それとは異なった次元において再び登場する。すなわち「通俗図書館」の対象としてである。通俗図書館は後述するごとく主として民衆の知徳の向上によってその風儀の改善に資することを目的に設立されたものである。明治20年代の半ばに至って、いわゆる「下流人民」の風儀の改善が重要な問題として提起されて来たということを、それは意味する。

明治20年代に入って、『国民之友』などを中心に欧米諸国における社会運動、社会問題、社会主义思想の紹介が行われてくるようになる。それは高島炭坑における坑夫虐待問題など、わが国の現実的問題と対応しながらわが国社会一般に「社会問題」にたいする覚醒をうながし、その問題解決の方途を求める動きをひきおこして行ったのである。「社会教育」が、わが国ではじめて問題とされるのはこのような文脈のなかにおいてであった。それは社会問題の根源を「下流人民」の無知に求め、知徳の向上を図ることにより風儀の改善を行い、社会問題の根源を除去するとともに、人間形成において大きな役割を果す環境の浄化を図らんとするものであった。⁽⁶⁰⁾

通俗図書館は、そのための有力な一機関とされたのである。辻の通俗図書館論も、この線にそって論ぜられたものであった。

しかし、「社会教育」の必要も、この段階においては、未だ社会全般に大きな反響をもたらすことはなかつた。それは日清、日露両戦争を契機に発達するわが国資

本主義の矛盾が激化してくる明治末期をまたなければならなかつた。明治30年代に入り、支配層の間に社会教育一民衆の教化の一の必要が実感をともなつて感ぜられるに至つて、中央、地方において社会教育機関としての図書館の発達助成に力を入れるようになり、前記教育会附属図書館も序々に県へ移管され、ある程度の財政的基盤を与えられ、地方における指導的図書館として、その歩を進めるに至るのである。

明治20年代の私立図書館は、明治初期、10年代に設立されて来たわが国図書館のもつさやかな伝統を30年代に伝え、花咲かせるための苗床の役割を果したのであつた。

註

- (1) 当時の文献としては、つぎのものがあげられる。
 1. 那珂通世訳「米国教育局年報抄書籍館」『教育雑誌』第23号(明治9年12月27日)。
 2. 文部省『米国百年期博覧会教育報告』 明治10年1月。
 3. 文部省『米国学校法』上下巻、明治11年6月。
 4. 日賀田種太郎「書籍館ノ事」『教育雑誌』第80号(明治11年10月25日)。
 5. 日賀田種太郎「公立書籍館ノ事」前掲誌第97号(明治12年5月15日)。
 6. H・S・タウベル氏述、水野遵訳「新英蘭教育新誌、公立文庫ト学校トノ関係ヲ論ズ」前掲誌、第127号(明治13年8月16日)。
- (2) 文部省『米国百年期博覧会教育報告』。
- (3) (1)の註参照。
- (4) 『文部省第4年報』明治9年度、21~22頁。
- (5) この間の事情については
土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』講談社、昭和37年、参照。
- (6) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第二巻、161頁。
なお、「各地方ニ於テハ教育ニ便セんカ為ニ書籍館ヲ設ケルコトアルヘシ」という「日本教育令」原案から、「教育令」における規定へと変化して行った過程はきわめて興味があり、別の機会に論じたい。
- (7) 『文部省第5年報』明治10年度、上巻、32頁。
- (8) 前掲書、221頁。
- (9) 『文部省第4年報』明治9年度、上巻90頁。浦和書籍館の項。
- (10) 『文部省第7年報』明治12年度、下巻、59頁。府立大阪書籍館。
- (11) 前掲書、94頁。新潟学校附属書籍館。
- (12) 『文部省第4年報』明治9年度 17頁。
- (13) 『文部省第5年報』明治10年度 上巻 221頁。滋賀県立師範学校附属書籍叢覧所。
- (14) 『文部省第8年報』明治13年度 64頁。
- (15) 『文部省第9年報』明治14年度 143~4頁。
- (16) 前掲書 351頁。宮城書籍館。
- (17) 『文部省第6年報』明治11年度、54頁。宮城書籍館。
- (18) 『文部省第12年報』明治17年度、59頁。新潟学校附属書籍館。
- (19) 『文部省第10年報』明治15年度 519~20頁。
- (20) 『文部省第10年報』明治15年度 121頁。

- (21) 『文部省第9年報』明治14年度 311頁。
- (22) 前掲書 314頁。
- (23) 前掲書 311頁。
- (24) 当時の『文部省年報』に報告される県立書籍館設立の趣旨の多くは、旧蔵図書の保存を主目的とするものであった。
- (25) 『明治以降教育制度発達史』第1巻、288頁。
- (26) 『文部省第11年報』明治16年度、447頁。
- (27) 「学制」第27章に小学教科の大筋を示したが、「学制」公布的翌月、すなわち明治5年9月8日文部省布達番外で「小学教則」が制定される。その内容は『明治以降教育制度発達史』第1巻、398~417頁に示されている。
- (28) 前掲書 第2巻 163頁。
- (29) 前掲書 252~56頁。
- (30) 前掲書 167頁。
- (31) 前掲書 186頁。
- (32) 33前掲書 215~20頁。
- (33) 前掲書 238~40頁。
- (34) 前掲書 第3巻 155頁。
- (35) 前掲書 64頁。
- (36) 前掲書 126~7頁。
- (37) 全文は「図書館雑誌」第21年第1号(昭和2年1月)に掲載されている。竹林熊彦『近世日本文庫史』にも引用されているが、脱字、誤植多し。
- (38) 黒田茂次郎、土館長言編『明治学制沿革史』 明治39年、245~6頁。
- (39) 『明治以降教育制度発達史』第3巻、128頁。
- (40) 『図書館雑誌』第31年 第6号(昭和12年6月)。
- (41) 『文部省第11年報』明治16年度 299頁。
- (42) 『文部省第12年報』明治17年度 156頁。
- (43) 前掲書 270頁。
- (44) 『文部省第9年報』明治14年度 126頁。

補註

明治10年代の公立書籍館についての研究はこれまであまり進められて来ていないが、先駆的な論文としては、石井敦「黎明期の日本公共図書館運動—秋田書籍館を中心にして—」『日本図書館協会奨学論文特集』所収がある。この論文は、公共図書館の成立をブルジョワジーの成立にともなう現象として把握し、比較図書館史的構想のもとに、わが国公共図書館発生期の問題にアプローチして行こうという意欲的な論文である。

(45) 高橋和夫『福島自由民権運動』昭和29年

(46) 竹林熊彦『図書館物語』昭和33年150頁。

(47) 『函館図書館第1年報』明治43年、

(48) 富山県図書館協会『富山県図書館運動史と図書館』一富山県図書館協会30周年記念、昭和36年 59~60頁。

(49) 前掲書 5~6頁。

(50) 前掲書 71~72頁。

(51) 前掲書 72頁、枇杷籤太郎文庫設立趣旨書。

(52) 前掲書 59頁。

(53) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 459頁。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』参照。

(54) 木戸若雄「教育会の起源」『日本教育新聞』第1674・1676号(昭和32年9月11・16日)参照。

戰前におけるわが国の公共図書館において、とくに明治中期から大正期にかけての時期において、教育会附属図書館の占めた位置は大きい。したがってこの期の公共図書館の基本性格を究明してゆくためには、これら教育会のあり方を国家の教育行政政策との関連のもとに明らかにしておく必要がある。これまで教育会にかんして本格的な研究業績が

- 残されているか否かは寡聞にして詳らかにしないが、石戸谷哲夫『日本教員史研究』（野間教育研究所紀要）昭和33年が、これまでのところ一番まとまったものではあるまい。
- 56 岩手県立図書館『30年の歩み』昭和28年、6頁。
- 57 荒野文雄述「村落書庫」『教育雑誌』第157号（明治14年10月31日）所収。この期における村落図書館のあり方を明確に規定したものとして貴重な文献である。
- 58 竹林熊彦『近世日本文庫史』330—40頁。
- 59 これら教育会附属図書館の現実にかんする記述は、各府県教育会史にみられる断片的記録より、筆者の想像により描いたものである。しかし明治末期の記録にみられるもの（『図書館雑誌』第15号 明治45年7月）から推して、それ程現実から離れたものでないと思う。
- 60 山名次郎『社会教育論』明治25年。これについては後程ふれる。

第3章 明治末期通俗図書館確立期の公共図書館

第1節 序説

1902（明治35）年10月23日付『官報』の学事欄に「図書館経営」なる見出しのもとに内務省を通じて秋田県立図書館の活動状況が比較的詳細に報告された。⁽¹⁾これは図書館活動が『官報』上にはじめて掲載された例であると同時に、このことのなかには、ある図書館史研究者が「この報告は文部省の手を経たものでなく内務省より発表されたものは珍とすべく」と述べているごとく、わが国教育体制のなかでも日蔭者の存在であった図書館と国家中枢機関の花形である内務省との結びつきという一見奇異に感ぜられるがきわめて重要な事実など、わが国近代公共図書館史上劃期的な事柄がいくつか含まれている。すなわちまず第1に、内務省が勧奨の意味をこめて官報にその報告を行ったことにみられるように図書館活動に注目し、その発達助成につとめはじめたということである。学校教育の整備拡充をもってその使命のほぼ全てと考える当時の文部行政のもとにあって、明治末期から大正期にかけての公共図書館の飛躍的発展という謎を解く鍵は、この内務省と図書館との結びつきを究明することにある。蓋しわが国において社会的施設が発展するためには中央権力機関の強力な助力は必須なものであり、当時において内務省のそれはその最もたるものであったのである。第2にわが国の図書館活動が、当時のわが国の社会情況、文部省の法規上の整備と相俟つて、内務省に注目される程発展し、民衆生活のなかに滲透はじめていたということ。第3に明治末期から大正期にかけての公共図書館の飛躍的発展期における図書館活動

の理論、実践両面の実質的指導者佐野友三郎の登場である。内務官僚の関心をひきつけた秋田県立図書館における図書館活動は佐野によるものであったのである。もっとも佐野友三郎の図書館実践が全国的に知られるようになるものは、かれのつぎの任地、山口県立山口図書館におけるそれであったが。

以上見るごとく、この時期は、わが国公共図書館の発展過程において、その発展のための道具立てが一応整備された段階であり、わが国公共図書館運動の本格的展開の発端はここに求められるべきである。そして1945（昭和20）年までのわが国公共図書館——とくに「通俗図書館」と呼ばれた地方小図書館——の特質、その基本的性格は、この成立期における政治的、社会的、思想的な様々な要因によって多く規定されている。したがって、これら諸要因間にみられるダイナミズムを究明することは、とりもなおさずわが国公共図書館の本質的把握に通じるものである。⁽³⁾われわれがこの期の図書館状況を述べるにあたって、それを図書館固有の問題として把えるだけでなく、それを囲繞する政治的、経済的、社会的な状況にも少なからざる関心を払っているのは以上の認識に立ってのことである。以下、それぞれについて素描風に述べて行こう。

第2節 社会教育想の普及と公共図書館

この時期の図書館の問題を図書館設立に直接にあづかった人々、そしてかれらの意図といふ側面からみてゆこう。それにはまずこの時期の典型的な図書館設立趣旨書を見ることが捷径であろう。

1900（明治33）年2月、富山県中新川郡滑川町（現・滑川市）に、町の青年有志によって滑川図書館が設立された。その設立趣旨書には⁽⁴⁾

…（前略）…現時我地方青年社会ノ状勢ヲ觀察スルニ、彼義務教育ヲ卒エタル子弟ノ家庭ニ在ルヤ、一定ノ職業ヲ得ルマデニハ少カラザル日数ヲ費シ、其間ニ於テ彼等カ嘗テ收取セシ智識ヲ忘却シ剩サヘ酒食ノ惡風ニ染ミテ漸次一種ノ隋民トナルモノ多ク、豈嘆スベキ限りナラズヤ然リ而シテ其茲ニ到ラシムルノ素因ハ種々アルヘント云ヘトモ其最大ナルモノヲ挙クレハ近時世人ノ社会問題ヲ解釈スルニ当リ專ラ胃腑ノ問題ニ齷齪シテ脳隨ノ問題ヲ研究セサルヨリ來リタルハ蓋シ疑フヘカラサルノ一大原因ナランカ吾輩茲ニ感アリ協力一致一小図書館ヲ本町ニ設ケ聊カ此弊風ヲ除キ人文ノ發達上進ヲ圖ラン…（中略）…今ヤ内地難居トナリ日ニ月ニ外人ニ接シ互ニ智力ヲ競争スルノ時期至レリ

此時ニ当リ素養ノ不充分ナル時ハ毎ニ敗ヲ取ルノ悲境ニ立チ至ルヤ必セリ，吾輩見ルアリ茲ニ同志相謀リ一図書館ヲ設立シ以テ一ハ本町教育ノ一端ヲ補ヒ一ハ青年遊惰ノ弊風ヲ矯正セント欲ス。……

と述べられている。ここには、当時の敏感な地方青年が、日清戦争後の日本資本主義の急激な発達による物価騰貴、大巾な軍備拡張そして新産業体制に即応する国内行政、施設の急速な整備拡充のための増税などによって惹起された「社会問題」や1899（明治32）年の条約改正にともなう「内地難居」というわが国的新事態にいかに対応しようとしたか、そしてそのような事態にあって図書館をいかに考えていたかが端的に述べられている。かれらは「社会問題」を「脳髄ノ問題」と解し教育の力によってそれを解決せんとした。また「内地難居」にたいしても教養の向上によって対処せんとした。図書館はそのための有力な機関とされたのである。さらにかれらは青年として同輩の堕落を嘆き、その矯正のためにも図書館活動を行い、町の教育体制の一端を担うという姿勢を示した。

愛媛県教育協会は、1900（明治33）年4月、皇太子御慶事記念図書館設置を決議し、1903（明治36）年10月にその開設を見たが、その設立趣旨書にはつぎのごとく述べられている。⁽⁵⁾

……（前略）……輿論ハ已ニ教育ノ必要ヲ認メ学校教育ノ事業ハ今ヤ將ニ其緒ニ就カントス 然リト雖モ教育ハ啻ニ幼児少年若クハ青年ニ向テ必要ナルノミナラズ又之ヲ学校ノミニ委スヘキモノニアラズ茲ニ於テカ社会教育ノ必要ヲ生ズ 抑モ社会教育機関ニハ新聞アリ、演説アリ、講演アリ、演劇アリ其他拳ゲ来ラバニシテ足ラズト雖モ如何セン此等ノ事業ノ多クハ皆其顧客タルヘキ多數ノ腐敗セル男女ノ嗜好ニ投合センコトヲ力ムルノ結果野鄙ニ流レ猥褻ニ陥リ風紀ヲ紊乱シ良俗ヲ破壊シ恬トシテ顧ミズ其流弊実ニ予想ノ外ニアルモノ少ナカラズ 然ルニ読書ノ事ニ至テハ啻ニ其弊ヲ見ザルノミナラズ各人任意ノ時ヲ択ビ任意ノ閑ヲ窺ヒ任意ノ方面ニ向テ任意ノ修養ヲ行ヒ得ベキヲ以テ其費ス所最モ少ク其得ル所極メテ大ナリ 爰ヲ以テ吾人ハ刻下社会教育ノ一良法トシテ図書館創設ノ必要ヲ絶叫セザレバアル可ラザルナリ……（後略）……

ここには当時の教育者の社会教育必要観、社会教育機関批判、社会教育機関としての図書館の利点等が簡潔に述べられている。とくに注目すべきことは、図書館が社会教育の一良法として明確に位置づけられ、その設立の必要が力説されたという点である。このような認識は、階

層の差によるものか時間的なずれによるものか、滑川図書館の創設に参画した青年たちの間には未だにみられなかつたものであった。

つぎに日露戦争後の1905（明治38）年10月に設立計画がたてられ、翌1906年5月に開館式を迎えた北海道空知教育会図書館の設立趣旨書を見てみよう。⁽⁶⁾

……（前略）……小学校の業を卒ヘ社会の一員となり其の職に就くや意志一転し殆んど自己修養を棄てて顧りみず、日に忘れ月に之を失うに至る。是れ吾人が毎年徵兵検査の際に於て実験する所なり、之れ蓋し止む得ざる自然の支配にして社会教育の設備なく為めに修養の動機と便利とを得ざらしむるに源由せんばあらざるなり。日露の戦役我軍の大捷は茲に国家発展の動機となり、國運の進暢の動力となりて、機運は正しく此等社会教育を完うし、衆庶教育機関の設備を促し国民の知識を開発し其の思想の健全なるを期待するに到れり、茲に於てか本会は図書館を設置し且各部落に活動し得べき施設をなして衆庶の閲覧を便にし、修養の便益と動機とを与へて以て国民の見聞を博め其の知識を充実ならしめんことを企てたり。……（以下略）……

日露戦争終結後の新たな事態に直面して、社会教育の必要は増え高まり、それに応じて社会教育機関としての図書館の果す役割も極めて重要なものになって来た。そしてその社会教育の内容も従来からのたんなる知識の開発から、さらに国民思想の健全化というより積極的なものをも含むものとなってきた。空知教育会はこのような現実を直視し、それに対処する方法として会員の協力によって図書館設立を進めて行ったのである。

ここに滑川、愛媛、空知と明治30年代の初期、中期、末期の典型的な図書館設立趣旨書を煩を厭わざ引用したのは、そこに当時の社会状況の変化の影響を微妙に受けながら図書館設立に勤しんでいた地方の青年並び有識者の図書館認識が多少美文的歪曲があるにしろ反映しているとみたからである。そして、それから明らかにされることは、かれらが図書館を社会教育機関として位置づけ、それによって民衆、とくに青年の風儀の改善、知識の向上、思想の健全化を図らんとしていることである。明治末期から全国的規模で展開されて行く図書館設立運動はこの線に沿って進められて行くのである。したがつてわれわれがこの運動のメカニズムを明らかにしようと思えばその推進力となった社会教育思想についての理解をもたなければならない。

前に引用した図書館設立趣旨書にも明らかなように、

それを促した有力な要因として「社会問題」と「社会教育」とがあった。この両者が図書館設立という点で結びついたというばかりでなく、わが国の社会教育思想成立期においては両者の関係は極めて密接であった。ここでは社会教育思想の勃興とそれに関連した公共図書館についての動きをみてゆこう。

日清戦争後、民衆生活を儀性にしそれとは全くアンバランスなかたちで日本資本主義が急激に発達した。そしてそれは同盟罷業、貧民増加、風俗頽廃、犯罪増加、小作争議など当時の新聞、雑誌をにぎわしたいわゆる「社会問題」をわが国に初めて現実のものとしてもたらした。この社会問題の解決こそ当時のわが国朝野の視聴を集めた問題であった。

政府当局は社会問題解決の方法として硬軟二つの施策を講じた。すなわち1900（明治33）年3月、高まりくる社会運動、労働運動、社会主義活動のための無類の弾圧法規とされる治安警察法を公布すると同時に政府による社会改良策の一つとして産業組合法を制定したのである。民間においては社会政策学会（1896年設立、1900年活動開始）、社会研究会（1898年設立）、社会主義研究会（1898年設立）などが結成され、それぞれの立場に立って社会問題解決の方法の研究並びその解決方法の実現化を目指して活動をはじめていた。

この時期全般に通じてみられることは、この「社会なるもの」の存在が識者の眼前に大きくクローズ・アップされたということである。わが国において、それまでも個人というレベルとは異なった社会なるものの存在は観念的には理解されて來たであろうが、それが現実の重みをもって識者の頭脳を占領したのは、この期に至って初めてのことであろう。したがって、この期はこの「社会的なもの」への覚醒期であったことができる。かくして、この社会なるものの本質を究め、その法則を把握することによって社会問題の合理的な解決法を求めるようとするもの⁽⁷⁾（社会研究会）や、この社会そのものもつ人間形成力を確認し、その浄化を図ることによってそのよき人間形成力を期待するとともに、その社会員たる民衆に教育を与えて社会問題解決の一助としたいとする思想があらわれて來た。すなわち社会教育思想の勃興である。

このような社会教育思想の萌芽はすでに明治20年代の半ばにすでにあらわれていた。しかしそれはいまだ先覚的な一部の有識者の間にみられたにすぎなかった。明治30年代に入り地方の青年が社会問題を「胃臍ノ問題」としてではなく「脳髄ノ問題」の研究を通して解決して

ゆくことを主張したということは取りも直さず社会教育思想が実感をもってかれらの脳髄をゆすったということである。当時においては、前述の通り、人間形成力をもつ社会環境の浄化を図るとともに、社会問題の根本原因を民衆の無知とそれにもとづく「人心の腐敗」に求め、その根本的解決策として民衆に教育、なかんづく德育を与える社会教育の必要が広く認められるようになっていたのである。⁽⁸⁾

社会教育にたいする社会的関心が強まるにしたがってそのための有力な機関としての図書館についての認識も一段と深まった。これまでも図書館は、明治10年代においては、補習、継続教育機関として、また20年代においては立憲体制下の国民の知育、德育に資する「通俗図書館」として、その重要性が説かれ、その設置が促された。ことに日清戦争直後は、戦勝による国民意識の昂揚と相俟って国民の間に図書館熱が高まった。これは図書館が戦勝を記念する恰巧な文化、教育施設であるとする認識によるものであった。たとえば、当時の文部大臣西園寺公望は清國よりの賃金の一部で大規模な戦勝記念国立図書館を設立し、国民の智徳の啓発に資したいという意図を懷いていたといわれるし⁽⁹⁾また巷間にも同じく賃金の一部で通俗図書館の振興を図るべし、という声も聞かれた。⁽¹⁰⁾しかしいずれも現実という冷めたい壁につき当つてもろくも潰え去ってしまった。

帝国議会においては、前述のごとき国民意識、図書館熱の昂揚を背景にして、外山正一等によって図書館にかんする建議あるいは法律案が提出され、帝国議会創設以来初めて、図書館にかんする論議がかわされた。1896（明治29）年2月、貴族院においては重野安繹、外山正一により、3月、衆議院においては、鈴木充美、小室重弘の両氏により、それぞれ「帝国図書館ヲ設立スルノ建議案」⁽¹¹⁾が提出され、可決となり、翌1897年4月に「帝国図書館官制」が公布され、ここに図書館設立運動は一つの実を結んだのである。その余勢を駆って同年（明治30）2月、外山正一は60名の賛成を得て「公共図書館費国庫補助法案」を貴族院に提出した。⁽¹²⁾この法案は、国家に公立図書館事業奨励のため毎年度10万円の支出来を、また補助金交付対象である図書館を設置した公共団体には補助金と同額の図書館費支出を義務づけ、それにより地方図書館の財政的基盤を固め、その発展を期そうとしたものであった。しかしこの法案は、議会において、久保田謙らによって学校教育整備が先決であるとの理由で委員付託となり、のちに自然廃案となってしまった。

このように外山正一の院内における地方図書館発展の

ための活動は、結局、当時の学校教育偏重の文部行政といふ厚い壁を突き破ることができなかつた。のちにかれは第3次伊藤内閣に文部大臣として入閣し、文教行政を担当し、「社会教育に就ての考案などを立てて居」⁽¹³⁾たが、約2カ月でその職を辞してしまつた。その後も全国的図書館運動行脚を行い、かれの影響により地方図書館が設立された例もいくつあるとされている。⁽¹⁴⁾その後間もなく病を得て没するが、これはわが国公共図書館運動にとってかけ替えのない支柱を失つたこととなり、大きな打撃であった。

このような状況のなかで、文部省も図書館にたいしていつまでも拱手傍観の態度をつづけて行くことができなかつた。文部省は従来までいくつかの教育法規に散在していた図書館関係法規を統合整理して、わが国最初の図書館単行法規である図書館令の制定を意図し⁽¹⁵⁾、それは1899(明治32)年4月の第3回の高等教育会議における審議を経て、同年10月、制定、公布された。その内容は⁽¹⁶⁾地方公共団体に図書館設置並びに、閲覧料の有料を認めた全8条の極めて簡単なものであり、外山正一は、これを評して「本案全文は頗る無味乾燥殆んど水の如く且つ不親切極まるものなり、吾人何の為めに此案を作りたるやを解するに苦しむ、……肝要なる条文を見ては却て図書館の発達を妨ぐる無きやを疑ふ」⁽¹⁷⁾と述べている。

外山正一にこのようにまで酷評された図書館令も、一旦公布されると、それの地方各種諸団体に与えた影響は大きかつた。富山県においては、これを機に郡市長に図書館設立を懇願したといわれる。⁽¹⁸⁾ことに1900(明治33)年は、皇太子成婚の年で、それを記念して、全国各地において、地方公共団体、教育会、青年団体、実業団体、個人らによる図書館設立がみられた。

文部省は、図書館法規の一応の整備を了え、なお高まりくる地方図書館設立の動きに備えて、これら地方図書館の設立、経営のための具体的な内容をもつ手引書を刊行した。それは当時におけるわが国図書館経営の最高権威帝國図書館長田中稻城の執筆にかかる「図書館管理法」(1900年刊)である。これは欧米図書館思想にもとづく具体的図書館経営についての手続きを書いた古典的なものである。しかしその内容は大図書館向きのきわめてオーソドックスなものであり、当時の地方図書館—その多くは、小学校、町村役場、教育会事務所、青年会集会所の片隅に設けられ、専任職員はほとんどいないといふ現状にどれ程適用されたか、甚だ疑問ではあるが、文部省あるいは当時の図書館関係者

が、図書館発展のために技術的援助を与えた意図は高く評価されなければならない。

ともかく、日清戦争後の「臥薪嘗胆」なる国民的スローガンのもとに増税につぐ増税に耐え、何らかの形での現状打開の道を模索していた当時において、社会教育の必要を説く声の高まりとともに図書館設立の動きが活潑化して来たということは注目に値する。1900年には、山梨県教育会附属図書館閲覧所、群馬県教育会附属図書館、上野教育会附属図書館、1901年には、山口県阿武郡立荻図書館、富山県下新川郡立図書館、秋田県北秋田郡立図書館、久留米教育会図書館、1902年には、秋田県山本、仙北、南秋田各郡立図書館、南葵文庫、私立新潟図書館、宮城県立図書館、大分県共立教育会附属大分図書館、大橋図書館、浜松図書館、私立鳥取文庫、鹿児島県教育会附属図書館、山口県立山口図書館、1903年には、茨城県立図書館、大阪府立図書館、山形県教育会私立山形図書館、盛岡市教育会私立盛岡図書館、私立弘前図書館など、現在の中堅的図書館あるいはその前身がつぎつぎと設立された來た。これらの図書館のうち1900年頃設立計画を立て財政的理由から数カ年の継続事業として実施され開館の運びとなつたものが多く、このような困難な状況のなかで根気よく図書館設立に尽した人々の努力は、わが国公共図書館運動の大きな支柱となつたのである。文部省においてもこれらの動きに照應して「文部省第30年報」(1902年度)より、長らく中止していた全国図書館一覧表を掲載しはじめた。これには官報掲載と同じく督励的意図が含まれており、地方に暗黙の刺激を与えることとなつたのである。

ここで一転して眼を図書館プロパーの分野に向けてみよう。ここにおいては、わが国公共図書館史において新たな段階を迎えたことを示す二つの注目すべき動きがみられた。その第1は、1902(明治35)年10月、秋田県立図書館から各郡立図書館宛わが国最初の巡回文庫が発送されたということである。これは通俗図書館運動のチャンピョンである佐野友三郎の計画にもとづいて行われたものである。この巡回文庫とは、佐野によれば、「…自ラ進ミテ公衆ニ接近スルノ目的ヲ以テ…一般公衆ノ趣味ニ適スル通俗図書50冊乃至百冊ヲ一定ノ書函ニ収メ使用期間ヲ定メ…県下各郡市ニ廻付シ…管内公衆ノ閲覧ニ供ス」⁽¹⁹⁾るものである。これは、従来の来館者にたいする奉仕のみの單なる守勢的なものから民衆生活の近くに図書を置き積極的に民衆に働きかけて行く能動的図書館奉仕へ推し進めて行く重要な図書館奉仕の方法なのである。今日においては貸出文庫その他の形でさらに

発展せしめられて民衆の生活の中に図書を持ち込む方法となっているが、佐野の考案した当初においては、それは県内の図書館の未設置地域に県立図書館の恩澤を分け与るとともに、それによって図書館設置の動機づけを与えたものであった。これについては後程より詳細にふれることがあろう。

第2には、1903（明治36）年8月、日本文庫協会（1908年、日本図書館協会と改称）主催による第1回図書館事項講習会が東京、大橋図書館で開催されたということが挙げられる。⁽²⁰⁾ これは図書館専門家によるわが国最初の教育活動という点と、それまで一部図書館人の私的団体にすぎなかった日本文庫協会が、全国各地の図書館設立が相次ぐという状況のなかで、図書館職員の専門性という旗幟をひっさげて図書館にかんする理論、実践指導という側面からその社会的存在理由をわが国社会全体に問うたという点でも重要である。すなわち、日本文庫協会は從来の一部図書館人の同好会的私的団体から、わが国図書館運動の中核体へと脱皮して行くのである。そして日露戦争後の1906（明治39）年3月、帝国図書館新築落成を機に、東京において第1回全国図書館大会を開き、翌1907年10月に機関誌「図書館雑誌」を発刊して、その動きを始めたのである。

明治30年代に入り、社会教育振興の声は次第に高まり、そのための措置もいくつか講じられて来たことは、前述の通りである。しかし、文部省当局が社会教育に深い関心を示し、その助成に努めて行くのは、日露戦争後のいわゆる戦後経営の一環としてであった。

直接の戦費だけでも19億8千万円という日清戦争に比較して約10倍もの戦費をかけて戦われた日露戦争。民衆はこの重い財政的負担をあるいは増税、あるいは国債という形で黙々として受け入れ、さらに内務官僚でさえ「意料の外に出たるもの」と告白せしめた程の「奉公心」と「公共心」とをもって戦争遂行に協力した⁽²¹⁾。民衆のこのような態度は決してノーマルなものではなかった。かれらはこの戦争が国家の危急存亡をかけたものであるという一種の危機感、あるいは、この戦争の勝利によって得られる巨額な賃金によってかれらの生活を覆っている鬱陶しい雰囲気を打破できようという期待に支えられてその重い財政的負担に耐えたのであった。したがって、その危機感が薄れ、期待が裏切られたことが明らかになると、奔流のごとくあらぬ方向に流れ出す可能性は高かかったのである。それは日比谷焼打事件などを見ても明らかであろう。

支配階級のなかには、このことをいち早く察知し、日

清戦争後の臥薪嘗胆政策によって長らく抑えられ正常な出口を失った鬱勃たる民衆のエネルギーが戦争という一時的発散口を失った場合のことを考え、戦前、戦中より戦後経営、とくに国民教化の問題に強い関心を示したものがあった。

かれらは日清戦争以来のわが国国家財政の状態、それに龐大な戦費負担をかかえ、同じく貧困なロシアとの戦いにおいて、たとえ勝利を博すことができても、償金を期待することのできない事態を予測しそのようないきに至った際の善処策を前以て講ずる必要を説いたのである。⁽²²⁾ そして、さらに「……余は朝野の識者が驀然としてその本に反り、将来何の道を以ってこの鬱勃旺盛たる帝国の人心を教化すべきかに想到し、今において問題を解決せんことを望んで止まざるなり。」⁽²³⁾ と述べ、その戦後経営策の一環として「人心の教化」、すなわち、わが国特有の社会教育の必要を説いたのである。

戦後経営とは、端的にいえば、国民が戦争という限界状況にあってその死力を尽して国家に協力、奉仕した状態をただ一時的なものにとどめず永続的なものにしようとすることであった。この状態から平常の状態にもどることは、すなわち「戦勝ノ余威ニ狎レ驕慢奢侈安逸遊惰ノ風ヲ生ズル」⁽²⁴⁾ ことであったのである。そしてこの戦後経営における「人心の教化」の基本線は、「今回戦勝ノ由テ來ル所」⁽²⁵⁾ である「我国固有ノ美德タル忠君愛國ノ精神」⁽²⁶⁾ を国民へ扶植し涵養することだったのである。

このような支配階級の声に促されて、文部省においても戦後経営の一環として社会教育奨励の準備を序々に進めていた。1905（明治38）年2月、普通学務局から発表された「戦時地方における教育上の経営」⁽²⁷⁾ にかんする調査報告でも、補習教育、戦時通俗講話会及幻灯会、図書館など社会教育活動についてもかなり具体的にその内容が報告されている。また同年6月には、約1年にわたり社会教育研究のため欧米諸国視察を行っていた田所美治が帰朝し、8月には折から開催中の帝国教育会主催第5回全国連合教育会に、文部省諮詢案として「補習教育ノ普及發達ヲ圖ルニ於テ最モ簡易ニシテ有効ナル方法如何」なる議案を提出し、全国より參集した教師たちの関心を喚起するとともに具体的なその方策を求める、さらに同年9月には、省内に通俗教育調査会を設け、「地方青年団体」、「通俗講談会」、「外国書翻訳」、「図書館及図書」、「補習夜学校」などについて調査研究を始めた。⁽²⁸⁾ という文部省の動きには、あきらかに社会教育にたいする関心が仄見している。このような調査的準

備段階を経て、積極的な施策展開の段階に入るのであるが、それは、まず1906（明治39）年の地方青年団体の指導奨励のための⁽²⁹⁾通牒あるいは青年、学生の風紀肅正のための訓令⁽³⁰⁾となってあらわれ、また、「図書館ニ関スル規程」の制定となった。しかし、それは地方改良運動に強い関心をもつ小松原英太郎が文部大臣に就任することによってさらに積極化する。かれは、1910（明治43）年に「図書館設立ニ関スル注意事項」についての訓令、「図書館施行規則」の制定、⁽³¹⁾さらに翌年より「図書館書籍標準目録」の刊行⁽³²⁾などにより、いよいよ高まりくる図書館設立の動きに備え、一方、優良青年団体の表彰⁽³³⁾などによって文部省の立場に立っての青年団体の育成につとめた。しかしこれの社会教育施策のなかで、最も注目に値するものは、1911（明治44）年の「通俗教育調査委員会」の設立⁽³⁴⁾であった。この設置の直接の契機は、前年に発生した大逆事件であるといわれているが、その意図するところは、全国の社会教育機関、教育団体のすすめる社会教育活動の中核的内容をとして、教育勅語の趣旨徹底と敬神崇祖の観念の普及とを挙げそれにより国民の間に「我が國固有の国民道徳」を涵養することであったのである。⁽³⁵⁾しかしこの委員会も、委員間の統一見解が仲々得られず、なんら重要な役割も果しませんでした。文部省の社会教育が本格的に展開されるのは、大正期に入り、臨時教育会議の後、文部省における社会教育行政機構の整備がみられてからである。

第3節 地方改良運動と公共図書館

明治30年代の半ば頃から明治の末に至る時期において社会教育の振興に、図書館運動により強い関心をもち、そのための施策を講じていたのは内務省であった。それはこの時期に内務官僚を中心に全国的にすすめられていた「地方改良運動」の一環として行われていたのである。⁽³⁶⁾したがって、明治末期のわが国の社会教育の状況、図書館運動の本質を把握するためには、この内務省によるもの、さらにこの「地方改良運動」そのものについての基本的知識が必要である。⁽³⁷⁾明治末期から大正期にかけての急激な図書館の増加という謎を解く鍵もそこに秘められている。われわれはそれを見出すためにもまずこの「地方改良運動」の基本構造を明らかにし、そこにおける社会教育あるいは図書館の位置づけをも見て行かなければならぬ。

この地方改良運動は、わが国が欧米列強に伍して帝国主義段階に入った20世紀の初頭において、「國力ノ充実」を究極目標として「地方自治の振興」をスローガンに内務官僚を中心に全国的に展開された。⁽³⁸⁾この運動で重視された「地方自治」には二つの意味があった。一つは、地域における行政上の諸経費はすべて住民の自己負担においてまかなうという意味での「地方自治」。これは明治20年初頭に成立したわが国地方自治制度の基本的な論理の結着であった。他の「地方自治」とは、わが国天皇制絶対主義政府の体制的基盤であり、その行政上の末端的単位として、中央の政争から遮断され、地方有力者を中心に家父長的共同体秩序によって統合されたミクロコスモスという意味においてである。このような区分は論理操作上の便宜によるものであり、実際においてはこの両者は重なり合っているものである。

日清、日露の両戦争後のわが国における資本主義の急激な発達は、やはり二つの方向から「地方自治」の問題に脚光を浴せた。すなわち、一つは、両戦争後の大巾な軍備拡張を中心とする国家財政の著しい膨脹のため、国費軽減の目的で国内行政の多くは委任事務として地方公共団体に転嫁された。国内行政事務の円滑な実施のために、財政的にも能力的にもそれに耐えうる地方公共団体の存在が必要不可欠となって来た。かくして国内行政のレベルにおいても「地方自治の振興」は叫けばればならなかったのである。第二に、やはり両戦争後の急激な資本主義の発展は、たんなる国家財政ばかりでなく、体制の底辺にまで強い影響を与えたのであった。すなわち、広汎な労働力市場の形成、農民層の貢労労働者化により農村全体に「向都離村」の現象がみられ、さらに商品経済の農村渗透と農業恐慌などが加わることにより、小作争議の頻発と地主層の寄生化があらわれ、農村における共同体秩序は大きく動搖した。このような体制の底辺における動搖は、そこに国家支配の基礎を置く明治絶対主義体制の危機を意味した。かくして地方地主層の村落共同体よりの遊離を阻止し、かれらの村落共同体における支配と指導権を確立、強化し、かれらを中心とした村落共同体秩序の再編、強化を目的とする「地方自治」がクローズ、アップされて来たのである。ここではたんなる行政指導ばかりでなく、地主と小作人、あるいは土地の名望家と村民との間の擬制親子関係を中心とする共同体意識の涵養が図られたのである。

かくして、このような地方名望家を中心とした共同体秩序で固められた村落共同体を土台とする財政的に豊かな地方公共団体を育成して行く運動が、「地方自治の振

興」を旗幟に、内務官僚を中心とするグループによって全国的に展開されて行く。これが「地方改良運動」の実態である。これには、町村民の協力のもとに明確な町村行政目標達成のための事業計画ともいえる町村是の設定実施の奨励、国家行政の委任事務実施に耐えうる地方公共団体の財政的基礎確立のための町村基本財産の蓄積増殖、委任事務の確実な実施のための地方行政事務の合理化、国家及び地方財政確立のための地方産業の振興、これら「地方自治」体を担う「公共心と共同心」に満ちた人間の育成などが含まれ、きわめて広汎な内容をもつ運動であった。

この運動の芽生えは、1902（明治35）年に見られるが、それが成長し、花開くのは日露戦争後の1905年11月に、この運動の推進団体として「中央報徳会」が、内務官僚を中心に農商務、文部などの各官僚、財界人などによって結成されてからである。さらに、これは1908（明治41）年10月の「戊申詔書」の渙発、1909年7月よりの内務省主催による地方改良事業講習会の開催などによって拍車をかけられ全国的に展開されて行く。

「地方自治の振興」をねらいとする地方改良運動には、前記のように地方行政、地方産業にかんする様々な改良プログラムが含まれていたが、その根底には「自治としては第一に先づ心の田地を開拓する。所謂心田の開拓によって心からやって行かぬといけない。大地主と小作人、両方精神的に結合して呉れなければ、農村の改良は出来ぬのである。」⁽³⁹⁾という認識があったのである。ここには当時の様々な現象的な問題の根底により根本的な精神的要因の存在を認め、それを看過しては問題の抜本的な解決ははかれないという認識がある。すなわちたんなる行政のレベルでは解決できない問題の存在を明らかにしたのである。かくして地方改良運動では、たんなる行政上の指導にとどまらず民衆の精神面の指導教化活動が重視されたのである。そしてここに教育学がその問題として地方改良運動をとりあげる理由があるのである。

このような民衆の精神面の指導を重視する社会改良策は、系譜的には、明治20年代初頭、金井延らによって伝えられたシュモラーらドイツ新歴史学派の社会政策論⁽⁴⁰⁾そして報徳思想にも、その源流をたずねうるが、それと同時に、それはわが国地方自治制そのもののなかにも求めうるのである。わが国の地方自治制は、その公布の際の上諭にもみられるごとく「隣保団結ノ旧慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張」する目的をもって布かれたのであった。旧来の村落共同体秩序を土台にすえて国家体制を保持し

て行くということに地方自治制のねらいがあったのである。⁽⁴¹⁾そして体制の基礎としての村落共同体秩序は、地方名望家と農民との間の擬制親子関係に象徴されるごとき共同体意識の絶えざる涵養によって維持されて來たのであった。したがってわが国的地方自治制、また国家は、このような共同体意識——「公共心」、「奉公心」ともいわれたが——の涵養、強化によってはじめて安泰を保つことができるのである。換言すれば、わが国的地方自治制そのものには元来、民衆教化という要素が含まれていたということができるのである。そして日清、日露両戦争後の急激なわが国資本主義の発達は、農村にまでその影響を及ぼし、村落共同体秩序を動搖させた。このような状況のなかで展開された地方改良運動でとくに内面指導が重視されたのは当然の勢いであった。これはまた、産業全般にわたる資本主義発達による諸矛盾の顕在化を克服する方法としてとられた「道德と経済の調和」の必要を説く教説とともに内務省による「社会教育」の重要な内容となつたのである。

この内務省による「社会教育」は、「風化事業」⁽⁴²⁾の名のもとに巾広く展開されていった。その本質は、あくまでも行政作用という一面をもっていたことであろう。したがって英米二国にみられるごとく、国民の中産階級化と労働者の知的・要求の充足という意味の社会教育とは本質的に異なつたものであった。それは体制の論理で民衆の意識をとらえて行こうとする国家権力による民衆へのインドクリネーションであった。この地方改良運動の一環としてすすめられた「社会教育」の形成、発展は、時期的にみて、明治30年代の初頭国民の德育を意図とした社会教育思想の勃興期につづくわけで、それは民間に発生した社会教育思想を吸収し、体制の論理によつて組織、発展せしめたものということができる。そして、それは背後に国家権力の存在がみられたため急速に拡まって行くことができたのである。

地方改良運動における風化事業は、通俗図書館の設置、通俗講演会の開催、青年団体の育成などを通じて行われて行ったが、ここでは、通俗図書館に焦点を締つてみてゆこう。この地方改良運動の理論的推進者のなかでもっとも図書館に関心を向けていたのは井上友一であった。ここではかれの所説を中心に地方改良運動における通俗図書館の位置づけを明らかにしてゆこう。⁽⁴³⁾

かれは広汎にわたる読書と欧米諸国の視察を通しての広い豊かな識見にもとづいて「庶民的教化事業中（庶民的教化事業とは学校教育にたいする社会教育のこと、註、引用者）世人が其最も重要なを認識せるもの蓋し公共

図書館制度に若くはなし」⁽⁴⁴⁾と述べて、風化事業における通俗図書館の重要性を説いている。かれが重視する公共図書館とは具体的にいかなる機能を果すことを期待されていたのか。かれにとって、この公共図書館にかんしての最大の関心事は「如何に図書館を活用して之を民育の中心となすべきか」⁽⁴⁵⁾ということであった。これを見ても明らかのようにかれがこの公共図書館にたいしてもつて期待は、専ら民衆の読書活動を発達助成する機関というよりはむしろ他の機能を営むものとしてであった。すなわち、かれは「書物を見せるばかりが図書館の能ではあるまいと思ふ」⁽⁴⁶⁾と述べているのである。そしてかれの期待する公共図書館の機能として、図書館においては「中流以下のものを集めて庶民の訓育に資するやうな教育的慈善事業を実行したい。」⁽⁴⁷⁾そして「更に進んで其地方の教育的中心になるようにしましたならば、其の感化力は實に大なるものであります。」⁽⁴⁸⁾と述べている。そしてまた「図書館を学校と同様に重きを置くやうしたい」と述べている。以上の発言から想定されるかれの公共図書館像は、地方町村において小学校と並んで存在する地域の民衆教化の一拠点としてのそれである。換言すれば、それは学校教育にたいして相対的独立性をもつ、青年、成人のための社会教育の中心的拠点であった。したがって、かれによれば町村における公共図書館は、たんに民衆の読書活動を支える社会教育機関としての図書館本来の機能を果すばかりでなく、地域の民衆教化のセンター、すなわち地方改良運動における風化事業をすすめて行く実質的中心機関としての機能をも果して行くものとされていたのである。

表 1

年 度	図書館数		
	計	公立	私立
1877年	7	5	2
1882年	17	16	1
1887年	14	9	5
1892年	23	7	16
1897年	30	9	21
1902年	66	20	46
1907年	150	46	104
1912年	540	212	328

文部省編 目で見る80年史より作成

このような位置づけがなされた公共図書館は、地方改良運動の推進団体である中央報徳会⁽⁴⁹⁾あるいは内務官僚の努力による普及活動によって全国的に拡まって行った。ともかく明治末期においては、図書館事業が内務省管轄下に入った觀があった。またこの当時に設立された図書館には、その設立の理由として「図書館ノ建設ハ所謂地方改良事業ノ一トシテ最モ必要ナルハ言ヲ俟サル処」⁽⁵⁰⁾と述べ、また館則第一条に「本館ハ地方改良事業ノ一端トシテ古今ノ圖書ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供シ一般ニ於ケル智識ノ啓發ニ裨益スルコトヲ以テ目的トス」⁽⁵¹⁾と規定するものもあらわれてきたのである。

明治末期においては、文部省による図書館法規の整備並び図書館設立にあたっての具体的注意事項の提示、さらに地方改良運動の展開によって図書館設立の気運はいやが上にも高まった。それは表1にも明らかである。この時期においても、1906（明治39）年設立の戦捷記念奈良県立図書館、岡山県立戦捷記念図書館、東京市立日比谷図書館、1907年の青森市立図書館、1908年の和歌山県立図書館、福島市立図書館、福井市立図書館、1909年の行啓記念山形県立図書館、富山市立図書館、岐阜県教育会図書館など、現在の都県立図書館あるいは前身の図書館といった大規模なものがいくつか設立されたが、この時期に設立された図書館にかんして注目すべきことは、その絶対数において市町村のいわゆる通俗図書館が圧倒的多数を占めているということである。量的拡大はこれら小規模な図書館の設立が相次いだということを意味する。図書館が大都市の文化的アセサリーであると同時に地域の民衆教化機関でもあるという認識が広まって行った証左であろう。ともかく、これら通俗図書館が、地方町村において、教育会、青年会（多くは私立図書館として）、地方、名望家（多くは公立図書館として）などによって「壮大なる人民の教育所」⁽⁵²⁾として数多く設立されて行ったということは注目に値する。

つぎに視座を変えて、実践を通して当時の図書館状況をみてゆこう。当時の公共図書館界においては、二つの典型的な実践がすすめられていた。一つは佐野友三郎による山口県におけるものであり、他は新潟市の積善組合という信用組合の一事業として行われていた巡回文庫活動であった。両者ともに巡回文庫という新しい方式を武器として図書館実践をすすめていた点は共通であるが、佐野によるものは、アメリカの図書館技術に深く学び、図書館独自の論理にもとづく実践であったが、積善組合のそれは図書館にかんしては素人の、内務省の地方改良

運動に密着した実践であった。したがって、それぞれユニークな実践をもって当時のわが国公共図書館界に影響を与えた。ここでは一応図書館専門家たる佐野友三郎の実践に焦点を絞ってそれをみてゆこう。

第4節 佐野友三郎と図書館活動

佐野友三郎(1864~1920)が、東京帝国大学文科大学を卒業直前に退学し、地方の中学校教師、台湾での役人生活を経て、秋田図書館長として館界に入ったのは、1900(明治33)年4月のことである。⁽⁵³⁾かれは折からの社会教育思想の勃興に促されて高まり来る図書館必要の声を聞きながらアメリカの図書館技術を貪欲に吸収し、それにもとづいて地味ではあるが斬新的な図書館活動を東北の片隅で展開して行った。それがたちまち内務官僚の注目するところとなつたことについては前にも述べた。しかしきれが本格的な図書館活動を展開するのは1903年に転勤した山口県立山口図書館においてであった。かれはここを根城に広汎な領域にわたる図書館活動を展開していくが、それらは当時のわが国図書館界に深甚な影響を与えるところとなり、かれの主宰する山口県立山口図書館の所在地、小都市山口は「図書館界のメツカ」とよばれ、図書館人の一度は訪れる所となつたのである。⁽⁵⁴⁾

まずかれがその図書館活動においてなしとげたことを要約すれば、第一に地域に密着した図書館事業の普及徹底であり、第二にそれを可能にするための図書館事務の近代化、合理化であった。後者は図書館内部の問題であり、前者との結びつきを一応捨象したかたちで、図書館専門家の間で吸収され、その関心をよんだに過ぎなかつたが、前者は時代の潮流に棹さし、広く喧伝され、明治末期、大正期のわが国図書館界を風靡するに至るのである。

かれはその図書館事業効果の普及策としてつぎの三方法を挙げている。すなわち

- 〔1〕成ルベク多数ノ読衆ヲ館内ニ招致シ
- (2) 図書携出ノ手続ヲ簡ニシテ館外貸出ヲ獎励シ
- (3) 巡回書庫ニ依リテ町村ニ於ケル公私立図書館ノ設置ヲ促シ、公私立図書館ノ増設ニ依リテ巡回書庫利用ノ領域ヲ拡張スル…」⁽⁵⁵⁾

ことである。そしてかれはこの線に沿つてかれの図書館活動を展開していたのである。まず(1)としては、夜間、日曜日開館、公開書架の採用等の措置が講じられ、(2)に関しては「本県下ニ住スル成年者ニシテ県税ヲ納メ館長ニ於テ身元確実ト認メタル者」また「其ノ資格アル者ヲ

保証人」としうる者すべてに館外帶出の資格を与え⁽⁵⁶⁾その手続を簡略化した。しかし佐野がとくに重視し、またかれの名を高めさせたものは巡回文庫活動と通俗図書館増設運動であったことは衆知の通りである。とくに巡回文庫と佐野友三郎の名は切っても切りはなせないものにまでなつたのである。そしてかれ自身この活動をはじめてわが国に導入し実践に移して行った際にもその将来に対してはきわめて明るい見通しと自信をもっていたことは、つぎの言葉を見ても明らかである。かれは山口における第一回の巡回文庫活動の結果を総括してこうのべている。

「……巡回書庫ノ成績ハ……未だ俄ニ世人ノ注意ヲ惹クニ足ラサルヘキカナレトモ……時日ノ経過ト共ニ今後、地方公衆ニ及ホスヘキ直接間接ノ利益ハ決シテ渺少ナラサルヘク延イテ我国図書館事業ニ一新紀元ヲ画スヘキコト疑ハス…」⁽⁵⁷⁾

事実、巡回文庫は、佐野の予想の如くその効用が認められるに至るや、佐野の意図したものとことなつた形においてであったが⁽⁵⁸⁾燎原の火の如く全国的に拡大しまさに我国図書館事業に一新紀元を劃すに至つたのである。

さて、この佐野友三郎の巡回文庫活動⁽⁵⁹⁾を中心にかれの図書館活動の特質の一端を明らかにして行こう。佐野は明治33年4月、秋田図書館長としてはじめて図書館界に入るがその当初から巡回文庫活動には関心を懷いていたようである。秋田県において、かれは、まず巡回文庫のステーションとしての郡立図書館設立に着手し、そしてその設置完了をまってわが国最初の巡回文庫を明治35年10月に、各郡立図書館に送付したのであった。⁽⁶⁰⁾この巡回文庫活動がたんなるかれの思い付きによってではなく周到な研究と用意のもとに行われたことはかれのつぎの言葉に明らかである。

「…余等曾テ巡回書庫ノ法式ヲ調査スルニ際シ米国ニューヨーク州立図書館長メルヴィル、ディーキー氏ニ書ヲ寄セテ其ノ助言ヲ求メタルコトアリ氏ハ若干ノ参考材料ニ添フルニ懇切ナル書信ヲ以テシ…」⁽⁶¹⁾

かれが書信をよせたメルヴィル、デューイは著名な十進分類法の創案者であり当時の米国図書館界の最高権威であり、この巡回文庫形式の創案者でもある。かれは、後に山口県において本格的活動を展開するようになってからもその活動経過をデューイに報告し助言を求めている。

佐野によってはじめて導入展開されたこの巡回文庫はいかなる機能を果すものと期待されていたのか。これについてはかれ自身当初においては明確に理解してい

なかつたようであるが、数年にわたる実践の過程で体得したものをつけのように定式化している。

「巡回文庫は、一面、中央図書館に代りて所在公衆に読み物を供給し、一面、通俗図書館の先駆として到る処に之が新設を促進する動機となり、既設図書館の為めには其の図書の不足を補ひ、萎靡不振の小図書館に生氣を添え其の効果を増進す。」⁽⁶²⁾

すなわち、それは通俗図書館設置普及的機能と、究極においては、それと結びつく貸出文庫の機能との二つの機能を果すものとしたのである。そしてこの二つの機能をもつ巡回文庫によって図書館事業効果の普及を徹底して行こうと考え、これを実践に移して行ったのである。

では、かれの実践のあとをたどってみよう。佐野は明治36年4月、山口に着任すると、すでに「本館創立条件ノ一トシテ」その実施が館則に規定されていた巡回文庫実施の準備にとりかかり、37年1月、山口県における最初の巡回文庫が、三路線に編成された県下11の郡市の最初の役所に向け送付された。その文庫は未だ巡回文庫用副本並び本館蔵書の不足のため「固定編成」され、4カ月毎に各郡市に遅送されると云う方式がとられた。その後実施経過の状況にかんがみ遅送式を改め、本館より直接各郡市役所に回付することとした。また巡回文庫専任担当者のいない各郡市役所においてはその効果が役所内に局限され民衆に及ばない実情を考慮し、「巡回書庫取扱ニ関スル事項」⁽⁶³⁾を各郡市に発し、その利用法、閲覧手続、取扱事務について説明を加え、さらに館報を通じて郡市管理者に巡回文庫の意義と将来の見通しについて説き、その発展のため協力方を要請する等細心の注意が払われた。

38年4月から、学校図書費軽減と学校と図書館との結びつきを図るために、教授用参考書を中心にして県立学校への巡回文庫回付を始めた。この場合も前年に前以て岩国中学校を対象に実験的試みを行ひ、その成果の上に立って全県的に実施を行つたのである。その内容も教授用参考書から興味ある図書、書帖にまで広げられて行く。この年で特記することは、巡回文庫用副本の増加とともに「巡回書庫選択目録」が編成され、各回付先に配布されたことである。⁽⁶⁴⁾これによつて利用者の希望する図書によって文庫を編成する自由編成法が可能となつたのである。

39年4月からは、各地に設立されて来た公私立図書館に巡回文庫を回付することとなり、ここに巡回文庫活動も一生面を開き、新たな発展段階に入った。佐野の所期の目的はここにあったのである。巡回文庫の成績もこの

期を境として大きく発展し、山口県における図書館活動は全国の注目するところとなり、官報を通じて報告されるとともに、41年には皇太子、42年には小松原文相が山口図書館を訪問している。⁽⁶⁵⁾

しかし44年度にいたり、陸續と設立されてくる公私立図書館に対し、本館から直接各館に巡回文庫を回付することは、本館の能力を超えたものとなり、文庫編成手数の簡略化、運賃の軽減、回付図書の均一化を図るため、その二、三館をもつ巡回文庫回付のための組合の組織を公私立図書館に懇意し、本館からはその組合に、その希望した図書による巡回文庫を回付することとした。

また同年度から、山口市内において婦人、少年向図書による家庭文庫が、山口母姉会を通じて、二、三の家庭を一組としたグループに一ヶ月の貸付期間で回付する活動も始められた。

さらに同年10月、館則が改正され、公私立図書館の設置のない町村にあっては、町村有力者、学校職員五名以上の請求により、私立図書館に準じて巡回文庫の回付を受けることが可能となった。この措置は青年団体、実業補習学校における読書施設を考慮してのものであった。その他各地で開催される講習会に対してもその必要に応じて巡回文庫を臨時に回付するということもすでになっていた。かくして山口県下においては閲覧利用の意志が本館に示されるならば、いざこにも巡回文庫が回付される体制がここに生まれたのである。

以上の巡回文庫活動を通してみられる佐野の図書館活動の特質は、それが細心な配慮、緻密な科学的思考、果斷な実行力に支えられていたことと云えよう。かれは活動計画を一気呵成に実地に移すことはしなかつた。与えられた条件のもとで最善の努力をすると云う方法とする。悪条件の打開のため一步前進を図るとともに、既往の実践過程の充分な吟味検討による障害因の排除とプラスの成果の上に立つての新たな試みの実施という慎重な態度をとった。図書館運営のこの実践に根ざしたプログラマティックな方法がかれの図書館活動を成功に導いた重要な一因であったということができよう。

その他のかれの図書館活動をみてみると、まずかれが最も意を注いだ通俗図書館増設運動も巡回文庫活動に附随してすみられていたが、かれの熱意と時代の風潮に支えられ県下各町村にその設置はすすみ、かれの没年である大正8年には、県下総計157館となり全国第一位となった。この新設された通俗図書館に関するまかねは率先して県内図書館協議会を設け、その運営指導など県下図書館間の連絡を密にし、さらにすすんで図書の館間相

互貸借の計画を樹てる等きわめて新しい試みが計画され、実施にうつされた。また館内における図書館運営においても、児童室の開設、十進分類法の採用、著者記号法の創案、郷土誌料の収集等、その後のわが国図書館界に広く吸収され発展せられて行ったものが多い。ここには今日の図書館界において実施せられているものの原形がほとんど出揃っていたと云うても過言ではない。

このような佐野の多彩な図書館活動は、支配階級の注目することとなり、かなり歪んだ形で、その民衆教化の方法として吸収されて行った。ではこの佐野と支配階級との関係はどうであったか。

そこには何等直線的なつながりを示すものはない。戦前における山口県が新潟県と並んで著名な地主王国であることは衆知の事実であり、佐野の成功の背後にこれら地方地主の支持があったことは否定できない。また敬虔なキリスト者であった佐野にしても、国家権力による地方改良的教育に無関心だったわけではない。むしろかれは鋭い時代感覚をもってその動向を覗っていた。

(66) そして協力できる面においては協力した。(67) しかし自ら進んで支配階級の走狗となることはなかった。かれにはアメリカの図書館技術とともに学びとった合理的思考が身についており、またそれに基づく図書館事業独自の論理を持しており、そこから一步も逸脱することはなかった。かれは純粹の図書館人になり切っていたのである。それは、通俗図書館経営の最肝要事とされた図書選択についてのかれの立言にも明らかである。

「社会の需要に応じて能く活動する図書館は、或る意味に於て、其の社会の文学的良心を代表するものと見做すことを得べし。蓋、図書館に備付くる図書には、理想のものと現実のものとの二様あるべし。如何に善美なる図書を備付けたればとて、現実なる読衆の趣味と甚しく懸隔あるに於ては、到底、何等の用をも為すべからず。故に現実なる読衆の趣味を標準とし、之に先だつことを数歩なる図書を備へ、之に依りて読衆を誘致し、歩一步、漸を以て理想的図書に接近せしめんことを努むべし。」(68) (傍点小川)

ここには合理的思考と実践に支えられた図書館人の健全な態度があり、風儀改善、悪思想撲滅を叫ぶ矯激な支配階級の声は響かない。

佐野友三郎には、はっきりとした形では示されていないがかれの実践を支える教育観、図書館観があった。かれは教育に関して、それは終生にわたる事業であり、自己教育の方法を授けない教育は世の進展に伴いえないとい

述べている。(69) そして義務教育修了後実務につく人々のために種々の形態の社会教育機関を通じて、自己教育の機会が与えられるがそれらを通じて得られた知識はいずれも、善良なる読書と結合されて、はじめて自己の内部に定着する。したがって通俗図書館は他の社会教育機関に比して中枢機関的位置を占めるものである。そして「通俗図書館の本領は学校教育と並進提携し、若くは、其の後を承けて之を補足継続し、各自の素養と努力とに応じて国民の智徳を増進し社会一般の教化に資するに在り」(70)とした。ここに掲げられている図書館の目的たる智徳の増進、社会一般の教化は、当時の公認のものであり、かれ自身のものではない。しかしきれは、最も意味深遠な公共図書館に関する定義として一米人の「図書館の任務は……社会全体の人生を開拓し豊富ならしむるに在り」(71)というものを引用している。これを見ても、かれの云う「智徳の増進、社会一般の教化」ということは内務省地方改良的教育の線に沿って云われたものとはニュアンスにおいて多少ことなつたものであることがわかるであろう。

佐野には明快な論理で体系づけた図書館論はなかつた。しかし健全な常識、旺盛な知識吸收欲、実践力とでアメリカ近代図書館技術をわが国の土壤に適する形で正しく受けとめ実践の中に生かして行った佐野友三郎の功績は大きい。明治末、大正初期の時期は、わが国図書館史において佐野友三郎の時代とも呼びうるものであつた。

しかし佐野によって正しく受けとめられた近代図書館技術も、かれの後、それを正しく維持発展して行くものがなく、時流に乗った便宜主義者たちによって堕落の一途をたどった。民衆の図書館利用の機会均等化を本来の機能とする巡回文庫は、内務省地方改良的教育の線に沿った風儀改善、思想善導のための民衆教化手段とされ、床屋文庫、旅館文庫、温泉文庫等頽廃した形でその形骸だけをとどめて行くのであった。

(附説 通俗図書館論)

明治末期、大正初期にかけてのわが国図書館の動きを見て行くにあたって、見逃すことのできないことは、いわゆる「通俗図書館」の基本的性格・内容が一応確立したと云うことである。ここではその通俗図書館そのものについて少し詳しくふれてみよう。

まずこの「通俗図書館」と云う言葉は、図書館学上熟したものではない。われわれが戦前におけるわが国図書館について語るにあたって敢てこの言葉を用いるもの

は、それが当時の公共図書館の一形態、しかもその量的に支配的なものをその特質においてもっともよく表現したものであるからである。

ともかくも一般に通俗図書館とよばれていたものは市町村部落等比較的民衆生活に近い所に設置され、土地の状況に密着した近易な図書を備付け専ら通俗教育、すなわち社会教育のための機関とされるものである。本来、公共図書館とは民衆の租税によって維持され、図書、記録の類を通して民衆の知的、情緒的、実利的欲求を充足することを目的とした社会教育のための施設である。字面から通俗図書館を見た場合、これは秀れた社会教育機関と云うことができるであろう。しかしここで問題となることは「社会教育」なる概念の内包である。公共図書館の世界的中心である米国においてはそれは学校教育以外のあらゆる教育活動、教育作用を包括し「ごった煮」的内容をもつものとされる。したがって社会教育のための施設としての公共図書館は、民衆教育と云う狭い意味での社会教育とは異なった文化的、産業的な機能をも営むものである。しかるにわが国の戦前における社会教育は、主として国家権力による民衆教化を意味した。したがってわが国の通俗図書館は専ら民衆教化を目的とした簡易読書施設であった。もちろん地域の産業と結びついた図書資料を備付け、民衆の産業開発の資とすべきことが説かれたが、その乏しい経費をもってしてはその要望の一部をもかなえさせることができなかつたのである。

このような通俗図書館が明治末期から大正期にかけて急激な勢いで全国的に設置されて行く。そのきつかけとなったものが地方改良運動の展開と社会教育思想の勃興であることは前述の通りである。しかしその背後には、わが国固有とも云うべき読書と教育を結びつける論理があり、それが土台となって通俗図書館必要論が形成された。そしてこれはいわゆる有識者の常識となり、通俗図書館設置にあたっての根拠付とされたのである。つぎにこれを当時の帝国教育会会长辻新次の古典的通俗図書館論を通して見てみよう、

かれは教育と読書を結びつけて云う。「教育ハ読書ノ功ニ依ル事最モ大ナリ、読書ハ即チ知識ヲ得、道徳ヲ進ムルノ源泉ニシテ、之ニ依ラザレバ社会ノ事理ニ通ジ、処世ノ道ヲ全フルコト能ハズ」（大日本教育会雑誌、第20号以下同じ）と。このように読書をあらゆる教育活動の源泉とすると云う考えは教育的伝達手段として言語が支配的であった当時としては当然のことであったかも知れない。そしてさらに「人々読書ヲ嗜好スルニ至レバ、知徳自ラ進ミ、品位自ラ高マリ、風俗自ラ善良トナ

リ、無益ノ娯楽ニ日ヲ消シ、閑居不善ヲ為スノ陋習自ラ減滅シ、人々求メズシテ自ラ安寧幸福ヲ得ルニ至ルベシ、故ニ人文ヲ進メ民福ヲ大ナラシムルニハ、読書ノ嗜好ヲ養成スルヨリ近切ニシテ最簡便ナルハナカルベシ」と主張する。この主張は文飾上必要以上に強く述べられているのであろうが、それにしても当時の通俗図書館の必要を説く人々は観念的にしろこれを眞面目に信じていたのであろう。

そして通俗図書館とは「主トシテ通俗近易ノ書即チ解シ易クシテ益アリ、面白クシテ害ナク、所謂利益快楽両得スベキノ書籍ヲ蒐集シ、以テ学校生徒商工業徒弟其他年令ノ少長ニ係ラズ、職業ノ如何ニ関セズ、汎ク庶人ニ斯ル書籍ヲ閲覧セシメ、又之ヲ貸出シテ不知不識ノ間ニ読書ノ嗜好ヲ養成シ、智徳ヲ増進セシムルノ結構」であると述べている。その設置にあたっては「必シスモ公立トスルニ限ラズ、一結社一私人ニテモ敢テ或ハ設置シ難キニアラザルベシ」とし、その理由として、施設、経費について「其屋舎ハ之ヲ新築スルニ及バス、又固ヨリ其外觀ヲ装フヲ要セズ、小学校等ノ一室若ハ郡役所町役場等ノ一隅、又或ハ寺院ナリ社殿ナリノ片隅ニテモ事足ルベク、而シテ其掛員ハ教員或ハ有志者ニ於テスレバ、別ニ亦多クノ費用ヲ要スル事モアラザルベク、唯々備付書籍ノ購入ニ至テハ多少ノ費用ヲ要スベキモ、最初ヨリ其書籍ノ多キヲ求メズ、漸ヲ以テ之ヲ増殖スルコトトスレバ、是亦格別ノ費用ヲ要セザルベシト考」えるかであるとした。

そして「今ヤ我国ハ立憲政治ノ國タリ、吾人ハ自治ノ民タリ、然ル以上ハ、一人タリトモ字ヲ知リ書ヲ読み、相当ノ知徳ヲ有セザルモノアリテ可ナランヤ。此時ニ方リ一層大ニ教育ノ普及ヲ図リ、殊ニ下流人民ノ知識ヲ洞開シ、徳義ヲ上進セシムルハ、實ニ目下ノ急務ナリ」とし、「学校外ニ於テ学校教育ノ達セザル所マデ之ヲ達セシメ、其及バザル所マデ之ヲ及ボスモノ」である通俗図書館の必要を説いたのである。

ここには通俗図書館の眼目と云われた備付図書選択をのぞいて、そのすべてについて、ほぼあますところなくふれられている。時の推移につれて多少の変化を示していくが、この通俗図書館の基本的性格、そのあり方を明確に定式化した辻新次のこの論文は劃期的なものである。この後にあらわれてくる通俗図書館論は、図書館技術論的側面からこれを見て行くと云う行き方以外は、ほとんどここに展開されたもののバリエーションにすぎなかつた。

辻の通俗図書館論は、あくまでも私的な立場にあって

の純粹培養になるものであると云つてよい。そこには通俗図書館の基本的要素はほとんど含まれているが、それが現実の複雑な諸要素のダイナミズムの中にあって力強く生命を保つためには、さらに新たな要素が加えられなければならない。すなわち図書館を民衆教化の機関として具体的に運営して行く手続とわが国の場合とくにそれを推進して行くものとしての国家権力とである。通俗図書館を通してわが国の社会教育の歩みを探るということは、換言すればこの図書館技術の発達と国家権力の要請するものとの変化が民衆に如何なる影響を与えたかと云うことを明らかにするに他ならない。

ともかくもはじめて両者を兼備えたものとして現われたのが、1910年2月、小松原文相によって地方長官あてに発せられた訓令とそれに附隨する「図書館設立ニ関スル注意事項」であった。この意味においてこの訓令は重要である。そしてこれは民衆教化に強い関心を懷いた文部大臣小松原英太郎の存在と、わが国図書館界において田中稻城、佐野友三郎等によって生み出されていた実践にたえうる図書館技術があつてはじめて可能となつたことなのである。

この訓令の内容について見ると、ここには通俗図書館の生命とも云えることが明確に提示されている。すなわち「此類ノ図書館ニ在テハ健全有益ノ図書ヲ選択スルコト最肝要ナリトス」。この図書選択の基準となった「健全有益」なるものの具体的な内容が時代の推移とともに思想善導に資するもの、国体明徴に資するもの、新体制下国民鍛成に資するものと微妙に変化して行き、民衆の読む自由を次第に奪つて行く根柢となつて行つたのである。その他、館外貸出、分館制度、巡回文庫、学校・家庭との結びつき、郷土資料の収集等、民衆教化上の必要な手段も出そろい、図書館施設の内部構造、配置、図書館奉仕にあたつての事務上の諸用具等、極めて具体的に述べられている。

文部省はこの訓令を発することにとどまらず、同年7月に、田中稻城、和田万吉、佐野友三郎等七名の図書館専門家を文部省に招き図書館事項について諮詢すると同時に8月には改めて右7名を「図書館書籍標準目録」編纂委員に委嘱して、その編纂に当らしめ、翌1911年にはその第一集を刊行して通俗図書館経営上の資たらしめたのである。さらに同年設置の通俗教育調査委員会、1917年の臨時教育会議等で、通俗教育振興策について論議がかわされ、その過程で通俗図書館はわが国の教学体系の中に一つの位置を与えられ、その振興策がとられるようになるのである。また民間団体である日本図書館協会に

おいても大正初期頃より通俗図書館の問題に関心を寄せるようになり、その主催にかかる全国図書館大会において、それに関する研究、討論が行われるとともに、「図書館小識」の刊行等によってその発達助成につとめるようになるのである。

このように官民の両側面よりの働きかけにより通俗図書館は大きく発展して行くのである。

註

- (1) その主要部分を下に引用する。

秋田県ニ於テハ明治32年11月秋田市エ県立秋田図書館ヲ開設シ、爾来漸次図書ノ蒐集、設備ノ改良、閲覧ノ便宜ヲ図リ閲覧人ノ数亦年々逐ヒテ増加セリ、蔵書ノ數本年3月末ノ調査ニ在リテハ和漢書2万3千8百31冊、洋書8百81冊、明治34年度内開館日数3百23日、閲覧人員1万6千7百24人、同35年度予算經費7千5百59円余ナリ。

秋田図書館ニテハ閲覧料ヲ徵収セス、
年令12年以上ノ者ハ何人ニテモ閲覧スルコトヲ得、又本県ニ居住シ成年以上ニシテ直接國税5円以上ヲ納ムル者、及同上ノ資格ヲ有スル保証人ヲ立ツル者ハ図書ヲ携帶シテ自宅ニ於テ繙閱スルコトヲ得ヘン、昨34年6月中ヨリ夜間ニ尚ホ開館スルコトシ、更ニ日下巡回文庫ノ制ヲ設ケ數個ノ堅牢ナル書函ヲ作り、一函毎ニ百冊乃至百50冊ノ書籍ヲ容レ之ヲ県内各部枢要ノ地ニ回送シ、郡立図書館ト連絡シテ一箇所凡ソ三箇月間留置セシメ、了リテ順次ニ他ノ郡ニ回送シテ遠隔ノ地ニ在ル者ニ図書閲覧ノ便ヲ与フルコトヲ計画セリ。

郡立図書館ハ南秋田、北秋田、山本、仙北四郡ニ在リテ其他ニモ漸次設立ノ趨勢アリ、北秋田郡ノ図書館ハ昨34年ノ設立ニ係リ本年月末ニ在リテハ図書ノ数和漢書4百56冊ヲ藏シ明治34年度内閲覧人員千2百43人ナリ、他三郡ハ總テ本年ノ新設ニ属シ目下經營シツツアリ、(以下略)

ここでは、無料閲覧制、一般人の館外貸出、夜間開館、巡回文庫活動、さらに郡立図書館設立による図書館網の組織など英米における近代公共図書館活動の基本的な方法が、いまだ幼稚な形ではあったが、実践にうつされていた。この図書館活動を指導していたのが、佐野友三郎であったのである。
- (2) 竹林熊彦「明治年間地方図書館の展望(2)」『図書館雑誌』第37年第3号(昭和18年3月)。
- (3) 現在の図書館史研究者の間でも、同様なアプローチを行うものが多い。その代表的な論文として
石井敦「1910年の転機一小松原文相の<訓令>をめぐって」『図書館学会年報』
本稿においては石井氏の立論に示唆をうけたところもあるが、独自な視角に立つてこの期の図書館の状況を明らかにしようとした。いずれにしても、石井氏の論文は必読文献である。
- (4) 富山県図書館協会『富山県図書館運動史と図書館史』昭和36年、57頁。
- (5) 『図書世界』第4卷、第11号(明治36年11月)。
- (6) 『北海道教育史』地方編2 昭和32年、356—7頁。
- (7) 「社会研究会」は、明治31年6月、加藤弘之らによつて「社会学の原理、社会問題及び社会改善等を研究する」(会則2条)目的で設立された。翌年1月より機関誌として「社会」を刊行したが、誌上において、社会教育にふれることが多い。
- (8) 「德育に於ける社会学」『社会』第1卷第9号(明治32

- 年9月）。佐藤善次郎『最近社会教育法』明治32年、参照。
- (9) 小山健二「所感」『図書館雑誌』第19号（大正3年1月）。
- (10) 『教育時論』第51号（明治32年3月5日）。
- (11) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覽』第1巻。
- (12) 前掲書 320—23頁。
- (13) 三上參次「外山正一先生小伝」『外山存稿』明治42年、所収。
- (14) 竹林熊彦「図書館事業の恩人外山正一博士」『教育』第4卷第4号（昭和11年4月）。
- (15) 第3高等教育会議における「図書館令」制定理由。「現行法令中図書館ニ関スル規定ハ諸学校通則ト小学校令トノ中ニ散見セリ、而シテ小学校令中ニ所謂図書館ハ蓋シ普通教育ニ関スル図書ヲ蒐集スルノ設営ヲ指スモノニシテ總テノ図書館ヲ指スモノニアラサレヘシ、然レトモ図書館ヲ區別シテ普通教育ニ関スルモノト然ラサルモノトニスルコトハ、實際ニ於テ極メテ困難ナルノミナラス小学校令中ノ規定ヨリ推考スルトキハ、府県郡ニ於テ普通教育ニ関スル図書館ヲ設置スルコトヲ得サルノ不都合アリ、尤モ普通教育ニ関セサルモノハ諸学校通則第3条ニ依リ府県ニ於テ設置スルコトヲ得ヘントスルモ是レ亦郡ニ於テ設置スルコトヲ得ルノ途ナシ。……他ノ教育機関ノ整備スルニ伴ヒ漸次図書館ノ設置ヲ獎励シ其設備ヲ改良スルノ途ヲ開クコトヲ要ス、而シテ此際先ツ前現法令中ノ支障ヲ除キ規程ヲ明確ニセサルヘカラス是レ本案ノ制定ヲ必要トスル所以ナリ」、『教育時論』第505号（明治32年4月25日）。
- (16) その本文はつぎの通りである。
- 図書館令
- 第1条 北海道府県郡市町村(北海道及沖縄県ノ区ヲ含ム)
ニ於テハ図書ヲ蒐集シ公衆ノ閲覧ニ供セムカ為図書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第2条 明治26年勅令第33号ノ規定ハ図書館ニ關シ之ヲ準用ス
- 第3条 私人ハ本令ノ規定ニ依リ図書館ヲ設置スルコトヲ得
- 第4条 図書館ハ公立学校又ハ私立学校ニ附設スルコトヲ得
- 第5条 図書館ノ設置廃止ハ其ノ公立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ文部大臣ニ開申スヘシ
- 第6条 公立図書館ニハ館長及書記ヲ置キ地方長官之ヲ任免ス
館長書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク其ノ等級配当ニシテハ館長ニハ明治25年勅令第39号中判任官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立中学校教諭ニ關スル規定書記ニハ公立中学校書記ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第7条 公立図書館ニ於テハ図書閲覧料ヲ徵収スルコトヲ得
- 附則
- 第8条 諸学校通則第3条中及小学校令中書籍館及図書館ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス
- (17) 『教育時論』第505号。
- (18) 富山県図書館協会、前掲書、8頁。
- (19) 「山口県立山口図書館報告第1」（明治38年3月）。
- (20) この講習会の科目並びに講師は左の通りであった。
- 正科
1. 図書館設置法
東京外国语学校教授 伊東 平蔵
大橋図書館主事
1. 図書館管理法

- 帝国図書館長 文学士 田中 稲城
1. 目録編纂法
帝国大学図書館長 和田 万吉
11 欧米図書館史 和田 万吉
1. 実習
帝国図書館司書官 西村 竹間
帝国図書館司書 太田為三郎
1. 図書分類法
帝国大学図書館員 文学士 坂本四万太
1. 書史学日本図書館史
陸軍中央幼年学校講師 赤堀又次郎
1. 書史学
帝国図書館司書 中根 肇治
科外講演
1. 図書館ノ必要
早稲田大学図書館長 市島 謙吉
1. 統計一斑
東京統計会特別会員 伊東 祐毅
1. 学校図書館ノ話
東京帝国大学図書館員 長谷川館一
1. 「カード」目録ノ話
海軍編修 錦織精之進
1. 徳川文学史
学習院教授男爵 文学士 千秋 季隆
1. 仏教中学校教員 文学士 長 連恒
1. 行政図書館ノ話
内閣文庫員 楊 竜太郎
1. 通俗図書館ノ話
帝国教育会図書館長 寺田 勇吉
1. 欧米図書館現況
早稲田大学講師同図書館評議員 塩沢 昌貞
以上、『図書月報』第1巻第11号かによる。明治36年8月1日より約二週間にわたるものであるが、充実した内容をもっていたものと考えられる。
- (21) 井上友一『自治要義』明治42年、1頁。
- (22) 湯武居士「貧国強兵」『教育時論』第660号（明治36年8月15日）。
- 「此倦厭を奈何」前掲誌第738号（明治36年8月15日）等。
- (23) 小山健三「戦後の教育方針」（「大阪毎日新聞」）前掲誌第696号（明治37年8月15日所収）。
- (24) 「久保田謙文相の地方長官に対する演説要領」『教育時論』第736号（明治38年9月25日）。久保田文相は、他の機会にはつぎのごとく述べている。「目前の事物に動かされて永遠の大計を遺ることは普通民人の通暈にして既に戦時中其後半期に於ては地方の状況により風俗動すれば華奢に流れんとする傾向なきにあらざりき。今後……諸般の事業拡張せらるる等の事あるに及びては輒ち奢侈浪費の流行を来たすと共に戦時中に発達したる勤儉貯蓄の良風を挙げて一場の幻夢と為し去るの慮なきを必ずべからず。是れ實に戦捷後の社会に於て最も憂うべき事なり」（『教育時論』第745号 傍点は引用者）。ここには戦後経営ということの意味が明確に示めされている。
- (25) (26) 『教育時論』第736号（明治38年9月25日）。
- (27) 前掲誌第717, 8, 9号（明治38年3月15, 25日, 4月5日）。
- (28) 前掲誌 第744・45号（明治38年12月15・25日）
- (29) 明治39年6月9日文部省普通学務局通牒「青年団ニ關スル件」『大日本青年団史』昭和17年、197—8頁。
- (30) 明治39年6月9日文部省訓令第1号「教育上時幣矯正ニ關スル心得ニツキ」『明治以降教育制度発達史』第5巻7—8

頁。

- ⑩ 『明治以降教育制度発達史』第6巻、207—11頁。
- ⑪ この「図書館書籍標準目録」の編纂・刊行は政府事業として行われたが、そのキッカをつくったのは日本図書館協会であった。協会では、明治41年11月、東京で開催された第3回全国図書館大会において一地方図書館長の要望として出されたものを館界の声として文部省に建議したのであった。なお、それ以前において、すなわち第1回全国図書館大会で「標準目録編纂について」の演説が行われ、また第2回大会には「普通図書館に備付く可き図書の標準目録を日本文庫協会に於て月報として発行する事」なる協議題として提出されたが、幹部の慎重論と地方図書館関係者の強い要望により宿題とされた。このようにこの図書標準目録は、館界、とくに地方図書館関係者の強く要求するところのものであったのである。それは図書館経営に未熟な人々による経営で、最も困難を感じたのが図書の選択であったからである。文部省においては、このような図書館界の動きを巧みにとらえ、これを通じて地方図書館の実質を体制的なものにしてゆこうとする一種のすりかえを行つたのである。『図書館雑誌』第2, 5, 8, 10, 11の各号参照。
- ⑫ 明治43年3月、優良青年団体82に対し最初の表彰を行う。『大日本青年団史』95頁。
- ⑬ 『明治以降教育制度発達史』第6巻、212頁。
- この「通俗教育調査委員会」の成立、その内容にかんしては、倉内史郎『明治末期社会教育観の研究—通俗教育調査委員会成立期』講談社（野間教育研究所紀要第20集）を参照。
- ⑭ 倉内史郎、前掲書、21頁。
- ⑮ 「地方改良運動」が内務省の半ば公的運動となって行った経過についてつぎのような記録がある。
- 「是が公なる運動となつたのは、蓋し明治36年頃のことである。其頃児玉源太郎子が、内務大臣に就任の翌日、始めて省務を見るに際り、参事官井上友一博士を官房に招き、『何か、当に為すべくして為さずに放棄してある事は無いか』と問はれた。博士は『其は有ります』とて、直に地方改良の事を以て答へられたさうである。博士は此の3, 4年前、欧米視察を了へて帰り、内外の形勢から思慮考案して経國経世の上に、私に一大抱負を蔵して居られたのであらうが下和の玉、茲に至つて、始めて買手が附いたのだ。内務省に於ける模範村の発表、省内有志の報徳研究も、此の時分から始まつたので、軽々日露戦争となりては、此の運動は、国民固有の愛国心と相待ち、市町村民の戦時に處する事業となりて、大に其の光輝を發揚したが、平和克復の後は、即ち戦後の対外策として、益々国力の充実を図り、質実剛健の気風を養ふこととなり、恰も明治38年二宮翁50年祭を行ふに及びて、翁の靈魂は明に国政の上に復活せられ、中央報徳会の組織となり、雑誌『斯民』の発行となり、41年には辱くも戊申詔書の換発あり、42, 3年の交より、内務省の予算に、特に地方改良費が設けられ、（此の名目も井上博士の考案に出でたと聞いて居る）地方局には編纂係が置かれ、地方改良講習会、優良町村選奨は、年に2回も行はれ、大臣には平田子爵あり、次官には一木博士あり、地方局長床次竹次郎、府県課長博士井上友一、市町村課長中川望と、孰れを見ても大器大才の御人物ばかりが、斯う麗はしく整列されたので、尚留岡嘱託は、地方講演の雄として、盛に報徳の主義を鼓吹し、国府嘱託は編纂係の頭目として、大に翰林の材を發揮された。是實に地方改良全盛の時代で、我邦地方改良史上、一偉觀を呈したときであったろうと思ふ」井口丑二『地方改良の方法』大正4年、「緒論」6—8頁。
- ⑯ 「地方改良運動」にかんする論文には左のようなものがある。
- 金原、隅谷、升味「下部指導者の思想と政治的役割」『近代日本思想史講座』第5巻所収。
- 石田雄『明治政治思想史研究』、昭和29年。
- 「『近代日本政治構造の研究』、昭和31年。
- 大島美津子「明治末期における地方行政の展開—地方改良運動」『東洋文化研究所紀要第19冊』所収。
- 地方改良運動は「地方自治の振興」を旗幟としてすめられたものであるから、わが国の地方自治の成立、その性格についての知識が必要とされる。それは、
- 石田雄『近代日本政治構造の研究』、大石嘉一郎「わが国地方自治制の成立」『商学論集』（福島大学経済学部）第20巻第4号。
- 藤田武夫編「地方自治の歴史」（講座地方自治体1）。
- 尚、社会教育と地方改良運動との結びつきについては、小川、橋口、大蔵、磯野「わが社会教育の成立とその本質に関する一考察—地方自治と社会教育」（『教育学研究』第24巻第4, 5号）なる先駆的な論文がある。
- ⑰ 井口丑二、前掲書、「緒論」3—4頁。井上友一『列国ノ形勢ト民政』明治34年、参照。
- ⑱ 井上友一『井上明府遺稿』大正5年、4頁。
- ⑲ 大河内一男『独逸社会政策思想史』昭和11年、「第2編『講壇社会主義』の社会改良論」参照。わが国の状況をみるとためには
- 住谷悦治『日本経済学史の一齣—社会政策学会を中心として』昭和9年、昭和23年再版、参照。
- ⑳ 山県有朋がわが国地方自治制度の沿革について述べるなかで「町村ハ基礎ニシテ、國家ハ猶家屋ノ如シ」としていると云う。（石田雄『近代日本政治構造の研究』100頁）。
- ㉑ 井上友一の命名による。『救済制度要義』明治42年、新版昭和28年参照。
- ㉒ 井上友一は、公共図書館運動に強い関心を寄せていたようである。かれの著作、例えば『列国ノ形勢ト民政』明治34年刊行、『救済制度要義』などでは、かなりの紙幅をそのためにさいいている。かれの公共図書館論を端的に表明したのは「偉人祭と偉人欄」『斯民』第4編第8号（明治42年9月7日）である。また大正6年4月、東京で開催された第12回全国図書館大会には当時東京府知事であった井上が、きわめて示唆に富んだ祝辞を与えていた（『図書館雑誌』第31号）。
- ㉓ 井上友一『救済制度要義』374頁、新版による。
- ㉔ 井上友一『自治要義』明治42年、105頁。
- ㉕ 井上友一「偉人祭と偉人欄」。
- ㉖ 井上友一「前掲論文」。
- ㉗ 井上友一「前掲論文」。
- ㉘ 井上友一「前掲論文」。
- ㉙ 中央報徳会は、その地方支部的組織である「地方斯民会」設置にあたってその標準を示したが、その事業の一つとして、「図書館ヲ設置シ講話会ヲ設クル等社会教育ノ作興ヲ圖ルコト」を挙げている。後にこの「図書館ヲ設置」が欠落してゆく。
- ㉚ 豊橋市立図書館編『50年の歩み』昭和37年、12頁。
- ㉛ 前掲書、13頁。
- ㉜ 「図書館を学校の中心たらむべし」『斯民』第1篇第1号（明治39年4月23日）。
- ㉝ 行啓記念山口県立山口図書館『初代館長佐野友三郎氏の事績』昭和18年、現在佐野友三郎の経歴などについての参考文献では、これが一番よくまとまっている
- ㉞ 前掲書、1頁。
- ㉟ 『山口県立山口図書館第4年報』（明治42年6月）。

- 66 『山口県立山口図書館第6年報』（明治38年3月）。
- 67 『山口県立山口図書館報告第1』（明治38年3月）。
- 68 佐野の意図するところは後述するごとく、地方住民に読書の機会を与えるとともに、県内図書館設立にたいする呼水的な役割を果すものであったのである。しかし、明治末期、大正期に発展した巡回文庫活動は、積善組合のそれと同じく、民衆教化の具としてそれを拡大して行ったのである。
- 69 佐野は「巡回文庫」として、秋田県において、この活動をはじめたが、山口県においては「巡回書庫」という名称のもとにこれを行っている。このことにかんしてかれはある雑誌論文でつぎのように述べている。
 「明治35年、秋田図書館在職中 巡回文庫の経営を試むるに当り Travelling libraries の訳語として巡回文庫の名称を用い、爾來成語として汎く使用せらる。然るに山口県に在ては、36年（小生の就職前）、山口図書館規則の制定に際し 同種事業の経営に対して、巡回文庫の成語を顧みず、比較的無意義なる巡回書庫の名称を用いたるは、小生の遺憾とする所なれども、既に汎く県内に慣用せらるる今日、俄に之を変改するは亦事業の許さざる所なり。随て小生は山口県在職の公務員として、自ら定めたる成語を棄て 巡回書庫の名称を用ゆべき義務あれども、爰には通じ易からんことを主として巡回文庫の成語を使用す。」（佐野友三郎「最近式の巡回文庫」『斯民』第3編第2号、明治41年5月）。ここではこの名称変更の経緯が明らかになるとともに、佐野のパーソナリティの一面もよくあらわされている。なお、この論文の末尾は「山口図書館は当初ニューヨーク式を模範としたれども爾來事毎に改善を怠らざれば今日にありては、米国各種の方式に比して毫も遜色なきを信じ疑はず」と結ばれている。ここには、かれが自己的実践にたいしてもっている自負の念が明瞭に示されている。
- 60 秋田県立秋田図書館『秋田県立秋田図書館沿革記—昭和年36度版』47—8頁。
- 61 『山口県立山口図書館報告第1』。
- 62 『通俗図書館の経営』（山口県立山口図書館報告第12）大正4年、25頁。
- 63 『山口県立山口図書館報告第1』。
- 64 田村盛一『山口図書館五拾年略史』昭和28年、53—4頁。
- 65 田村盛一 前掲書、61、70頁。
- 66 かれは、明治38年8月、日露戦争の終末をひかえてつぎのように述べている。
 「余等は、戦後教育上の経営として、地方通俗図書館が極めて重要な地位を占むべきを予想して疑はざると同時に既設図書館の成績如何は直に図書館事業将来の経営に影響すること至大なりと信ずるが故に此際特に奮励して事に當る覚悟なかるべきからず」（『山口図書館報告第2』明治38年8月）。ここにはかれのすぐれた時代感覚と地方図書館経営にあたっての正しい感覚が示されている。
- 67 例えは『図書館書籍標準目録』の編纂、講習会などによる巡回文庫活動の指導。主に図書館技術にかんすることであり、イデオロギー的に指導的な立場をとるということはなかった。
- 68 『山口図書館報告第4年報』。
- 69 佐野友三郎『米国図書館事情』大正9年、40、48頁。
- 70 『通俗図書館の経営』、39頁。
- 71 佐野友三郎 前掲書 66頁。

補註

山口県立山口図書館における佐野友三郎の活動については石井敦「日本図書館史上における山口図書館の意義」（『図

書館界』第16—7号）がある。発想、立論ともに異なったものであるが、一読の必要のある論文である。

第4章 大正期の公共図書館

大正期（1913—26年）の図書館をめぐる動きを概観してみると、とくにそれを社会教育という側面から公共図書館の動きに焦点を合せてみた場合、そこには、いくつかの現象が際立ったかたちをとって立ちあらわれてくる。われわれは大正期の図書館についての個々の動きをみてゆく前に、まずその全体にわたる特質を把握するためにも、その顕著な現象のうちのいくつかを指摘してゆこう。その第一のものは、この期におけるその驚異的ともいえる量的な拡大、すなわち地方図書館の急激な普及である。それを全国公共図書館数（国立は除く、以下同じ）からみてみると、1913（大正2）年のそれは625館であったが、13年後の1926（大正15）年には、約7倍の4336館にまで増加した。⁽¹⁾このような短期間における急激な増加は他国にもあまり例をみない現象であった。第2に指摘されることは、この期に入って、社会教育観の変容にもとづいてそのための機関としての図書館のもつ社会的役割あるいは機能にも変化があらわれたということである。すなわち、明治末期に通俗図書館として確立されたものにおいては、一応観念的には民衆の社会教化のための中心機関としての位置づけが行われたものの、実際に期待された役割は、民衆生活のなかにある賭博、夜遊び、飲酒癖などの悪習を読書という「高尚な趣味」を普及することによって除去し、民衆の、とくに青年の風儀の改善を図ることであった。そしてそれが図書館の主たる社会的役割であったが、大正期に入り、わが国における思想の「悪化」が顕著となるにともない、「国民の德育」としての社会教育観が、次第に「国民の思想善導」へと変化していくにしたがって、図書館にも民衆の、とくに青年の思想を善導して行くという社会的役割が新たに課せられるようになったのである。このたんなる風儀改善のための機関から思想善導の機関への転換は、大正期の公共図書館をみてゆくにあたっての重要なポイントである。

その他大正期の公共図書館をめぐる動きを特色づけるものがいくつかかぞえあげられるが、それらは行論のうちにふれられるであろう。以下、大正期の公共図書館全体の動きを、前記のポイントを軸としながらクロノロジカルにみてゆこう。

大正初期は、いまだ地方改良運動の展開期であり、そ

の線に沿った図書館の設立は相変わらず進められていた。この頃になると、日本図書館協会につどう図書館専門家の間にもようやく地方通俗図書館の設立・経営の問題にたいする関心が強まり、全国図書館大会において、これらの問題が積極的に採り上げられ⁽²⁾、地方通俗図書館経営者との間の経験交流も行われるようになった。一方、地方においては、既設図書館の数が増加するにしたがって図書館関係者の数も増加し、これらの人々の間の親睦と経験交流、その地方に即した図書館事項の研究を意図とした団体の結成、また図書館にかんしての連絡・指導・協議のための地方図書館長会議の開催、地方における図書館事業普及をめざしての図書館事項講習会の開催など、次第に地方に根をおろした図書館運動が地方図書館関係者を中心に、中央から指導援助を受けながら、地道に進められて行った。⁽³⁾また地方当局者のなかにもこのような地方における図書館運動の胎動にふれ、積極的にその助成にのり出してくるものもあらわれてくる。たとえば、石川県のごとく県主催の郡市長会議において県知事が「簡易図書館施設経営方針」についてきわめて具体的な内容にわたる訓示を行い、全出席者にたいしその設立方を要請するところもあらわれてくる。⁽⁴⁾

このような中央、地方の図書館関係者、地方当局者の地道な働きかけにより地方図書館は序々に発展して行ったが、とくに大正初期において図書館発展の大きな契機をなしたものは——これは近代日本公共図書館史上常にみられる現象であるが——1915（大正4）年に大正天皇の即位式が挙行されたことであった。この「御大典」を記念して全国各地に多数の図書館が設立された。日本図書館協会においては、これらの図書館への専門的技術指導の一環として、新しい時代に即した図書館設立・経営についての手引書として「図書館小識」（1915年刊）なる図書を刊行し、会員、各府県知事、府県会議長、人口2万以上の市町村に無料で配布すると同時に、各府県知事にあて「御大礼記念図書館設立意見」⁽⁵⁾を建白しその図書館設立の動きに拍車をかけたのであった。大正期といってもこれまでの図書館の動きは、いわば明治期のそれの継続としてみることができる。大正期本来の動きは、臨時教育会議（1917—19年）をまつてはじまるのである。

この臨時教育会議は、1917（大正6）年10月1日から開催された。当時の国内情勢をみてみると、いまだ1918（大正7）年の「米騒動」以降の急激な社会運動の昂揚はみられなかつたが、第一次世界大戦を期に世界的な規模で拡まりをみせたデモクラシー思潮に支えられてか、社会主義運動も「冬の時代」を終え、復活のきざしがみ

られ、また労働組合の組織化もすすみ、折からの戦争景気による物価騰貴、実質賃金の低下は労働大衆の生活を圧迫し、それを打開せんとする労働争議、農村における小作争議など社会運動も序々に昂揚のきざしをみせはじめていた。

支配階級は、このような国内情勢を皮膚感覚を通して受けとめ、わが国の将来にたいして危惧の念をいだき、「戦後ノ経営ニ関シテハ前途益々多難ナラムトス」という予感をもち事前にそれにそなえるという意味をもつて、この臨時教育会議を開催したとも考えられる。

ともかく、臨時教育会議は、⁽⁶⁾第一次世界大戦の終結にそなえ、この際「一層教育ヲ盛ニシテ國体ノ精華ヲ宣揚シ賢實ノ志操ヲ涵養シテ自疆ノ方策ヲ確立」⁽⁷⁾せんとする政府当局の意向にもとづき、新たな事態に即応したわが国教育制度全般にわたる再検討・改革を目的として設けられたものであった。その改革にあたっての基本的な路線は「国民教育ノ要ハ徳性ヲ涵養シ知識ヲ啓發シ身体ヲ強健ニシ、以テ護國ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スル」⁽⁸⁾ということであった。すなわち、それは、明治末期以降の「危険思想」の勃興にそなえての民衆への「国民道徳」の注入、「健全なる国民精神」の涵養の必要が再確認され、それを基軸として教育を再編成せんとする意図を示すものであった。

社会教育という側面から、この臨時教育会議をみてゆくと、そこでは、中央、地方における社会教育活動を実際にすすめてゆくためのそれぞれの段階の社会教育行政機構整備の必要が認められ、図書の検閲、良書の刊行、「最モ有力ナル通俗教育上ノ機関」なる巡回文庫通俗図書館など社会教育施設の設置・奨励など、明治末期の「通俗教育調査委員会」において、その事業とされていたものとほぼ同一の内容をもつ社会教育上の事業が奨励されたのであった。しかし、注目すべきことは上記の内容をもつ「通俗教育ニ関スル」答申案が審議された際、それに先立つて一部委員によって「人心ノ帰郷統一ニ関スル」建議案が提出され、「通俗教育ニ関スル件」は、それと並行して、否、むしろ前者の文脈のなかで審議されたということである。⁽⁹⁾

この建議案は、ロシア革命、米騒動によって大きな衝撃をうけた支配階級が、それまでの教育制度の片々な技術的な改革のみでは、将来にたいする不安を完全に払拭しえず、より根本的な問題にたいする関心を喚起し、よって将来にたいする教育施策の万全を期せんとしたものであった。これにおいては「……社会ノ状態ニシテ不健全ナランカ当局ノ経営教職ノ苦心モ其功ヲ奏スルコト能

ハズ故ニ学校教育ノ効果ヲ完全ニ収メントセバ同時ニ社会ノ状態ヲ改善セザルベカラズ…（中略）…熟々社会ノ状勢ヲ観ルニ物質偏重ノ弊ニ伴ヒテ人心漸ク乱調ヲ来タシ醇美ノ風敦厚ノ俗次第ニ其跡ヲ絶タントス殊ニ欧洲動乱ノ影響ハ愈其傾向ヲ大ナラシムルモノアルハ痛難ニ堪ヘザルナリ苟モ時弊ヲ救ハント欲セバ人心ノ帰嚮ヲ一ニシ其適従スル所ヲ定ムルヨリ要ナルハナク社会ノ改善教育ノ振興一ニ命ヲ此ニ繫ゲリ而シテ其帰嚮セシムベキ所ヘ我が国体ノ精華ニ在ルコト言ヲ俟タザルナリ」⁽¹⁰⁾とし、それを実行にうつすための具体的方策案を提出したのである。これはいうまでもなく、国民の思想善導の必要性をとくに支配階級にアッピールせんとする意図によってなされたものと考えられる。この建議案は委員のなかでもそれにたいし消極的な立場にたつものの批判を経たのち「教育ノ効果ヲ完カラシムル一般施設ニ関スル建議」と名称を変えられ可決されて文部省に提出された。

以上のような臨時教育会議の審議を経、さらに、文部当局の具体的施策となって、大正期の社会教育政策があらわれてくるが、それは、国民の思想善導という基本方針にもとづき、それを究極目標とする社会教育活動を普及・徹底させるために、まず中央・地方における社会教育行政機構を整備し、それによって社会教育機関の発達・助成を図ってゆくということであったのである。

社会教育行政機構の整備の経過をみてみよう。まず、中央では、1919（大正8）年6月、普通学務局に通俗教育を主管事務とする第四課が新設された。これは後に社会教育課（1924年）と名称をかえ、さらに内務省所管の社会教育関係事務ならびに学校教育行政に属していた実業補習教育関係の事務をも包含して社会教育局（1929年）へと発展してゆく。地方においても、1920（大正9）年5月に地方長官あて「社会教育事務取扱主任吏員ノ特設ニ関スル通牒」⁽¹¹⁾が発せられそれによって、各府県に社会教育主事が置かれるようになった。早くも同年6月には、臨時教育会議による答申のなかにみられる社会教育事務担当者の養成の勧告にそってか、これら新任社会教育主事を対象とする「第1回社会教育講習会」が、文部省主催で東京において開催された。さらに翌1921年10月には、わが国はじめての「第1回社会教育主事協議会」が開かれた。1925（大正14）年12月には、地方社会教育関係職員にかんする正式の法規である「地方社会教育職員制」が公布され、ここに一応の整備が終わった。

大正期本来の文部省による積極的な図書館施策は、社会教育行政機構の整備に一步先んじて、1918（大正7）年6月、東京において、文部省主催のもとに開催された

わが国最初の全国府県立図書館長会議にはじまとみてよい。文部省においては、当時の国内情勢から推して、多難を思われる戦後経営にそなえて民衆教化としての社会教育に新たな関心をもちはじめたのであろう。そして、それは、まず青年団体にたいする施策からはじめられたが、公共図書館施策もその線にそって行なわれたのであった。

この全国府県立図書館長会議には、文部省側では、岡田良平文相、田所美治次官をはじめ文部省関係首脳部が出席し、戦後経営にあたっての図書館の役割の重要性を説くとともに、諮問案として「青年ノ為ニ備付クベキ適當ナル図書ノ選択方法如何」を議題として提出し、出席者の意見を徴した。⁽¹²⁾ちなみに、この諮問案は、その5月、内務、文部両省より発せられた「青年団ノ健全発達ニ資スヘキ要項」なる第二次訓令と密接な関連があることは見逃がせない。⁽¹³⁾

さて、このような諮問案にたいして会議出席者は、つぎのごとき答申を行った。

1. 内務省納本中青年ノ閲讀ニ適當ナル図書ヲ文部省ニ於テ漏サズ調査認定ノ上毎月之ヲ発表シ且府県立図書館ニ通達スルコト
2. 図書館書籍標準目録中ニ青年ノ閲讀ニ適當ナル図書ヲ増加選定スルコト
3. 府県立図書館長ハ土地ノ状況ヲ考へ前二項ノ目録及各種公認目録ニ就キ選定スルコト
4. 府県立図書館ナキ府県ハ府県知事ニ於テ適當ト認ムル公私立図書館又ハ府県教育会ヲシテ第三項ノ例ニヨリ選択セシムルコト
5. 府県立図書館又ハ之ニ代ルベキ公私立図書館及府県教育会ニ於テハ其選定セル図書ヲ公私立図書館青年団等ニ周知セシムルコト

それは、以上みるとくわめて簡単な、独創性の欠如したいかにも図書館的（！）な発想にもとづく内容のものであった。⁽¹⁴⁾この外この会議においては、「府県立図書館間ニ於テ図書貸借ノ件」、「巡回文庫運用ノ件」、「地方図書館ノ留意施設事項ノ件」など図書館経営にかんする問題、図書館職員養成の問題、図書館法規改正の問題などきわめて広汎な事項にわたる各府県立図書館長提出による協議題についての討議が行われた。⁽¹⁵⁾

この全国府県立図書館長会議につづいて、6月6日から6日間、新潟県下新潟、長岡、高田の三市において第13回全国図書館大会が開催された。この大会において、文部大臣岡田良平は図書館経営において「徹底セル見識」の必要を説き、また、当時のわが国図書館界でも積極派

とみなされる新潟県立図書館山中樵、東京市立日比谷図書館頭今沢慈海はそれぞれ協議題として、「戦後準備として図書館の計画すべき施設如何」、「時局に対して図書館のなすべき施設如何」を提出した。

そして見学旅行の多かった本大会での協議会は、もっぱらこの二つの議題にわたっての討議で終始した。⁽¹⁶⁾

この1918（大正7）年の文部省による全国府県立図書館長会議の開催、また第13回全国図書館大会での協議内容とは、まさにわが国図書館界にいわゆる「大正期」がおとづれたことを告げるものであった。

この1918年という年を境にして、文部省と図書館関係者との間の結びつきは一段と強まってゆく。翌1919（大正8）年4月に、第14回全国図書館大会が、東京で開催されたが、この大会では、あらゆる協議、講演に先立つて、大会宣言案の審議が行われ、

今ヤ大戦終局シテ世界ハ改造ノ機運ニ向ハントシ列強ハ戦後ノ経営ニ焦慮ス。由来我邦ノ文物日ニ月ニ進ミテ今日ニ至リ国家経綸ノ大本タル国民教育ノ事亦観ルベキモノアリト雖モ而モコノ曠古ノ時局ニ際シテハ更ニ世界的見地ニ立脚セル精到ナル省察ト遠天ナル計画トヲ要スルヤ切ナリ。是ニ於テ我ガ日本図書館協会ハ二十余年來ノ主張ト経験トヲ提ゲ図書館が国民一般ノ知見拡充及人格陶冶ニ必須ノ機関タル所以ヲ宣明シテ此物ノ普及並発達ニ全力ヲ注ギ以テ興國ノ大義ニ添ハシコトヲ期ス。⁽¹⁷⁾

なる決議が満場一致で可決され採択された。これはあきらかに図書館人としての立場において、支配階級による戦後経営策実施への積極的参加の意志表明を行ったものとみることができる。この大会には、全国図書館大会始まって以来初めて文部省諮問案が提出され、全国よりの参会者は「生徒児童ヲシテ一層適切有効ニ図書館ヲ利用セシムル方法如何」なる諮問案について真剣な討論を重ね、答申案を提出した。また文部省督学官乗杉嘉寿は、この大会で文部省係官としてはじめて「社会改造の機能としての図書館に就て」講演を行った。⁽¹⁸⁾この大会にひきつづいて、日本図書館協会による府県立図書館協議会（これは前年に文部省主催によって開催された全国府県立図書館長会議と実質的に同じ）が開かれたが、これにたいし、文部省諮問案として「図書館ニ関スル規程中改正ヲ要スル点ナキカ、若シアラバ其要項如何」なる協議題が提出され、文部省図書館行政にかんして図書館関係者の意見の聴取がなされた。これらはいずれも文部省側の図書館にたいする関心の深まりを示すものであつた。⁽¹⁹⁾さらに文部省においては、同年（1919）9月、

日本図書館会に委嘱して図書館講習会を文部省内修文館で開き、1921（大正10）年1月には、文部省内に「図書館事業研究調査委員会」を設置し、東京帝国大学図書館長和田万吉ら3名をその委員に委嘱し、文部省における図書館事業振興策展開にあたってのブレインたらしめようとした。⁽²⁰⁾そして同年6月には、上野公園内に、わが国最初の図書館養成機関たる「文部省図書館員教習所」が開設されるに至った。また翌月には「公立図書館職員令」が公布され、これにより従来までとかく明瞭を欠いた公立図書館職員の待遇と俸給の問題に明確な法的根拠が与えられ、図書館職員の地位の安定が図られた。

このような文部省による積極的な図書館施策の展開には、1919（大正8）年6月、臨時教育会議の答申にもとづいて普通学務局に通俗教育、すなわち社会教育関係事務を主管とする第四課が新設されたということが、直接あるいは間接に關係しているということは否めない。さらに突き進んで、この第四課が、いかなる意図にもとづいて図書館施策を展開して行ったかは、その具体的施策内容にあきらかである。

文部省は、1922（大正11）年1月の第1回普選断行国民大会、2月の普選促進全国記者大会、衆議院に普選案上程、といよいよ高まりくる普選実施要求の声を背景に、また政府による過激社会運動取締法案の議会提出という状況のなかで、同年4月、東京で開かれた第17回全国図書館大会に文部省諮問案として「図書館をして社会教化の中心たらしむるに適切なる方案如何」を提出し、参考した図書館関係者の注意を喚起した。⁽²¹⁾さらに1924年、その前年の共産党事件、全国学生連合会の結成、関東大震災とそれに附隨して生じた不祥事件、それらに對処したかたちでの「国民精神作興に関する詔書」の渙發という思想界の動搖のあとを受けて、同年4月、福岡市で開催された第18回全国図書館大会においては、「国民思想善導上図書館ノ採ルベキ最良方策如何」なる文部省諮問案を提出了。ここにおいて、文部省はこれまでのペールをかなぐりて、その正体を露にしたのであった。⁽²²⁾当時における文部省の図書館施策は、その根本において、不偏不党、公平無私な知識情報のセンター、民衆の豊かな精神的憩の場としての図書館固有の機能を発展させる方向をもつものではなく、図書館をして国家施策遂行のための走狗たらしめようとするのであったのである。

このような文部省による図書館施策の展開、図書館関係者への積極的な動きかけにたいして、かれらはどのような反応を示したであろうか。これにたいし図書館関係

者の間では、前にも多少ふれたごとく自らすんでその走狗たらんとするものはなかったにしても、それを受け立つ、協力できるところは協力するという態度を示した。それと同時に、これを契機として図書館ならびに図書館関係者の社会的地位の向上を図ろうとする動きがみられた。このような反応態度にもいくつかの型がみられた。まず第一の型は、図書館関係者のなかでも少数の積極分子によるものであったが、地方の図書館関係者の諸集会において、当時の思想混乱の状況のなかでの図書館のあり方を協議題として提出し、その討論の過程で地方図書館の関係者の自覚を促してゆこうとするものであった。第二の型は、日本図書館協会の幹部に近い線に位置する人々のそれであるが、文部省よりの働きかけに充分に応えうるよう図書館関係者の体制を強化発展させてゆこうとするもの、具体的には日本図書館協会の強化発展ということである。第三のものは、大多数の図書館関係者の最大の関心事である図書館の社会的地位の向上とかれらの待遇の改善につとめるというものであった。ここでは、この第三の型にスポットを当てて大正期の図書館関係者の姿を見てゆこう。

大正期に入り、地方における図書館、とくに専任職員を置く府県立、市立図書館の設立が相つぐにしたがい、図書館職員の数は増加し、その待遇問題がクローズアップされて来た。ことに有効適確な図書館活動の展開が要請される段階に至ると、必然的に有能な図書館職員にたいする要求がたかまり、その問題を解決するためにも、また現図書館職員の士気を高めるためにも、その待遇問題が解決される必要があった。

わが国図書館関係者の間で、この問題の端緒を開いたのは無名の一地方図書館書記であったということは注すべきことであった。1917（大正6）年11月、鹿児島市で開かれた第3回日本図書館協会九州支部総会において、熊本県玉名郡立図書館書記の石井雄蔵は、協議題として「図書館員待遇につき建議の件」を提出した。それは討議の末、支部評議員に付託された。⁽²³⁾しかし、その後、評議員の間でこの問題が等閑に付されていたので翌年の第4回総会においても同一の協議題を出し注意を喚起した。かくして支部評議員全部を以て組織する委員会に附託し成案の上、協会本部に送付すべきことが決定されたが、これも自然消滅してしまった。

これが本格的に問題とされるのは、1919（大正8）年の第14回全国図書館大会に附隨して開催された日本図書館協会府県立図書館協議会に、文部省諮詢案として「図書館ニ関スル規程中改正ヲ要スル点ナキカ若シアラバ其

要項如何」が提出されてからであった。⁽²⁴⁾図書館関係者は、これを契機に累積する懸案を一挙に解決せんとした。これには当然図書館職員の待遇問題が入っていた。詳細に検討した結果をまとめ文部省に答申した。翌1920年4月、府県立図書館協議会に代る常置部会として日本図書館協会内に設けられた府県立図書館部会の第1回会合がもたれたが、ここにおいて、前年の文部省諮詢案答申事項の至急実施を要求する決議が行われるとともに、同年5月、同じく協会内に「図書館員待遇問題に関する委員会」が設けられ、待遇改善のための基礎調査、実施方法について研究をすすめて行くこととなった。この委員会においては待遇改善にあたっての基礎資料として「図書館員待遇案覚書」⁽²⁵⁾を作成し文部省に提出するとともに日本図書館協会総裁候爵徳川頼倫を仲介役として文部省への交渉をすすめた。その効あってか否かあきらかではないが、翌1921（大正10）年7月20日、勅令第336号として、公立図書館員待遇にかんする單一法規である「公立図書館職員令」が公布され、待遇問題にかんしては一応、その終止符がうたれた。もっともこれは公立図書館職員の要望を充分にみたるものではなかったため、待遇問題は、その後の図書館関係者の諸会合における主要な話題となって行ったのであるが。

待遇改善の問題と同様に当時の多くの図書館関係者の関心を強く引きつけたものは、図書館技術の問題であった。それは、図書館技術こそかれらの社会的存在を正当化しうる唯一のものであるという認識にもとづくものであろう。当時の増加をつづける図書館の多くが地方の小規模な通俗図書館であったという状況においては、帝国図書館、東大図書館という大規模図書館における実践を基盤とする田中稻城、和田万吉といった大家の図書館理論及び技術よりむしろ、地方において精力的な実践をすすめるなかで鍛えられてゆく図書館理論・技術の持主、佐野友三郎のそれの方がはるかに魅力をもったものとなつたのである。それは、1919（大正8）年より図書館における標準図書分類法として、従来まで用いられていた帝国図書館八門分類法に代って、佐野友三郎による山口図書館十進分類法が用いられるようになった⁽²⁶⁾ということに象徴的にあらわれている。その他、この時期には、全国各地に数多く生まれた専任図書館職員の間で、かれら独自の地道な実践のなかから図書館技術をつかみ出し、それを諸集会のなかで交流し合い、互に技術を磨き上げてゆくということが行なわれるようになった。そしてわが国独自の図書館技術のなかには、このような地方図書館関係者の実践を通して編み出されて來たものも含

まれているのである。⁽²⁷⁾ 大正期は、これら無名の多くの図書館職員がその活動を始めた時期でもあったのである。

大正期の図書館の動きを、何よりも特徴づけるものは、その異常ともいべき量的な拡大である。表2にあきらかなように、とくに1922年以降26年にかけての公共図書館の増加は、まさに刮目する。すなわち毎年約500館が新設され、1926(大正15年)には、全国総計4336館に達するのである。そして増加の勢は、これ以降全く停滞して、昭和期に入っても、総館数は4500館を前後するという状態で目立つ増加はほとんどみられなかつた。

このような急激な図書館の増加は、臨時教育会議後の中央・地方における社会教育行政機構の整備とともに文部省の積極的な図書館施策の展開、それを掩護するかたちでとられた府県当局による図書館設置奨励策⁽²⁸⁾ 日本国書館協会に拠る図書館関係者の積極的な働きかけと技術指導ということによってもたらされた点が多いであらう。

表 2

年 度	図 書 館			図書冊数、1館 当り平均	
	計	公 立	私 立	公 立	私 立
1914(大3)	707	293	414	5,167	4,491
1916(大5)	1,092	517	574	3,804	3,532
1918(大7)	1,358	758	600	3,118	3,448
1920(大9)	1,669	1,064	605	2,777	3,249
1922(大11)	2,389	1,420	969	2,239	2,467
1924(大13)	3,403	2,117	1,286	1,960	1,945
1926(大15)	4,336	2,933	1,403	1,558	1,888

文部省：目でみる80年史より作製

ともかく以上の様々な強力な働きかけによって全国各地に多数の図書館が設置されたが、その実態はどのようなものであったのだろうか。表2から概括的にいえることは、年ごとの館数の増加とは逆にその内容の低下が目立つて来ているということである。それは、これら新設図書館のなかには、熊本県立図書館(1912年)、高知県立図書館(1915)、新潟県立図書館(同上)、徳島県立光慶図書館(1916)、岩手県立図書館(1921) 北海道庁立図書館(1924)、千葉県立図書館(同上)、埼玉県立図書館(同上)、静岡県立葵文庫(1925年)など県立図書館クラスの充実したものもいくつかは含まれていたが、その絶対的多数は、地方小図書館であった。したが

って、この時期の図書館全体の質にかんしては、これら小図書館の質が直接かかわってくるのであった。これらの地方小図書館のなかには、内容の充実したものもあつたであろうが、「蔵書2,300冊、悉く無料で手に入った本、それは良いとして新書購入費に事務費を加えて一ヵ年20円、留守番の弁当料にも足らぬ小額の館費を以て堂々図書館の名告りを掲げて居るのが頗る多く、なかには看板だけの図書館もあった」⁽²⁹⁾ といふことも嘘ではなかつたであろう。それは量的拡大とは逆に質的低下が著しいという事実によってある程度裏付けられる。

このような内容空疎な図書館が多数設立されて行つたということには、いくつかの要因が見出されよう。まず第一に挙げられることは、地方図書館のあり方、否それ以前の図書館そのものについての正しい理解の欠如といふことである。図書館とは、一定の場所に図書を備え置き、住民にそれを読ませる施設であるという大雑把な知識をもとにそれを設立したのであろう。そこには、地域住民の欲求を充分考慮に入れた図書を備え、それらをフルに活用させ、さらに時代の要請をもある程度反映させながら常に進んでゆく図書館、とくに認識は少なかつた。図書の選択が行われたにしても、それは、主に内務省、文部省推薦による図書を選択するという場合が多く、地域住民の欲求を考慮に入れたそれはあまり行なわれなかつたといえよう。もちろん佐野友三郎による山口県における図書館活動においては、このような問題はすでに解決済みであったであろう。その他、先進的な図書館指導者をもつ地域においては、山口県と同じように秀れた実践が行われたであろう。しかし、わが国図書館全体としての大勢は、前記のようなものであったということは否定できない。第二のより決定的な要因は、財政的なものである。そもそもわが国の地方公共団体は、1888(明治21)年の地方自治制の成立以来、わずかな国庫補助のもとに、多くの国政委任事務を地域の財政負担で実施してゆかなければならなかつた。このため地方町村においては、財政上の余裕は、ほとんどなかつたといえる。このような状況のなかで、図書館設立を企てた場合、町村当局から一時的な支出は期待できたにしても、多額の経常費まで期待することは、不可能に近かつた。したがつて、多くの図書館は、その設立にあたつては、その財源として町村当局の一時的な支出、あるいは、地域の有志の一時的寄附行為をあおいだが、その後の運営にあたつての経営費をまかなかうことで苦労し、根気がつづかず、財源が枯渇し、図書館内容の空疎化が始まるというコースをたどつて行つたものと思われる。

昭和期に入って、農村恐慌が全国的に拡まるにしたがって、地方財政の枯渇は、いよいよ著しく、地方町村においては、一時的にしろ図書館のために支出するという財政余裕は、ほとんどなくなってしまった。このような事情が、昭和期において、大正期にまして図書館設立を呼びかける声が高まるにもかかわらず、図書館設立の動きは、あまりみられず、全国図書館数も、大正末期以来、ほとんど停滞状態にとどまったということの背後にあったのである。そのためか、昭和期においては、公共図書館費国庫補助を求める運動が、図書館運動の主要目標の一つとなったのである。

大正期の急増した地方図書館が、その図書館奉仕の主たる対象として想定していたものは、地方青年団体であった。これらの青年団体は、第1次（1915年）、第2次（1918年）、第3次（1920年）と相つゞ内務、文部両者訓令により明治末期の事業団体から、自治的な修養団体へと編成がえされて行った。そして、これらの青年団体においては、その自己修養のための補習教育活動の一環として会員の読書活動奨励のため図書館巡回文庫活動が採り上げられ、実地にうつされていった。このような青年団体の動きが、大正期の地方図書館の激増に何らかのかかわりをもっていることは、ほぼ推定しうる。大胆な仮設を敢えて提示するなら、大正期の図書館一とくに地方小図書館一の成立は、これら地方青年団体がその有力なる担い手として登場したことによって可能となったものである。このような仮設はともかく、当時の図書館活動からこれら青年団体を捨象した場合、かなりの部分が空虚化することは否定できない。

ともかく、明治以降今日に至るまで、大正期ほど図書館にたいする一般の関心の高まった時期はなかったということはいえよう。地方においては、機会あるごとに、各種機関によって図書館の設置が促され、「図書館、巡回文庫」は一種の流行語となった。これは、当時の政府の社会教育振興の波に乗り、また「文化」、「教養」にたいする地方人の一種の憧憬の念に支えられ、あるいは一種の競争意識にかられて地方町村では、一種の文化的アクセサリーとして設けられて行ったのである。

これらの図書館は、当時の民衆生活にいかなる影響を与えたのであろうか。現在の研究段階では未だそれを確実につきとめる資料には欠けるが、まず推測されるところからみると、そのプラスの面としては、教育の分野には、学校教育以外にも図書館という社会教育施設で象徴される社会教育というものが存在するのだという認識を民衆の脳裡に刻み込んだということがあげられよう。ま

た、マイナスの面からみると、当時各地に設けられた図書館の前述のような実態から多くの民衆に、図書館とは自分の生活とはあまりかかわりのない古くさい、あるいは、こむずかしい、堅苦しい図書を備付けた窮屈なところであるという印象を与えたことも事実であろう。いずれにしても、現実における公共図書館一とくに地方小図書館は、多くの民衆にとってあまり利益をもたらさず、かれらにとっては、無縁の存在に近いものであったことは否めまい。これは、設置の趣旨が薄れ、そのための情熱がさめるにしたがって空疎化してゆく地方図書館を民衆の力で維持・発展させてゆこうとする動きがほとんどみられなかっただ事実からも推定されよう。ともかくも、笛吸けども民衆は踊らなかっただのである。否、かれらには踊るだけの精神的、あるいは経済的な余裕がなかったということが本音であったのである。

註

- (1) これら全国図書館は、文部省編『目でみる80年史』より計算した。
- (2) 第8回全国図書館大会（大正2年）における研究題には「府県立図書館ノ施設並ニ管内図書館事業ニ対スル任務」「地方図書館ニ於ケル図書購買方法」、その他「地方図書館の設立に就て」「小図書館の經營について」「簡易巡回文庫の施設について」、「巡回文庫に就いて」などの演説が行われた。第10回大会（大正4年）における講演題目として「館外貸出に就いて」「床屋文庫経験談」、「通俗図書館に就いて」などが挙げられていた。これらはいずれも、従来までの書誌学的問題に傾きがちな日本図書書協会が、図書館運動に向って脱皮してゆこうという姿勢を示したものとみることができる。
- (3) 地方図書館関係者の団体組織は、明治42年に佐野友三郎によって結成された「山口県図書館協会」にその端を発するが、大正期に入り「近畿図書館俱楽部（後に近畿図書館協議会、大正3年）」、「九州図書館連合会」（後に日本図書館協会九州支部。同3年設立）。「佐賀県図書館研究会」（大正6年）「徳島県図書館研究会」（大正7年），地方図書館関係者の会合も、やはり佐野によって明治末期にすでにたれているが、大正期に入ってからは「石川県内図書館員協議会」（第1回大正4年6月）、「新潟県内図書館長会議」（第1回、同5年），その他前記の団体の総会は同一の機能を果していた。
- (4) 地方における図書館事項講習会についても、同じく佐野により明治期にすでに行われているが、大正期に入ってからは、大正2年、石川県において「通俗教育講習会」に附随して行われたものを最初として各府県で序々に行われるようになり、大正8年前後がその最盛期であった。
- (5) 『図書館雑誌』第28号（大正5年10月12日）。
- (6) 前掲誌第25号（大正4年12月30日）。これは「1 図書館の必要」「2 図書館の効用は迅速に実現すること」、「3 設立規模の大小自由なること」、「4 図書館設立に伴ふ注意」、の4章からなるもの、なお、第18回全国図書館大会（大正13年度）の決議による「図書館設立意見」は本文と同一である。
- (7) この臨時教育会議にかんしては、海後宗臣編『臨時教育

- 会議の研究』(昭和35年)が最も詳細なる研究書である。
- (7) 開会にあたっての寺内正毅首相の「演説」より引用。前掲書 34頁。
- (8) 海後宗臣編 前掲書 34頁。
- (9) 前掲書 839頁。
- (10) 前掲書 966—7頁。
- (11) 『文部時報』, 第3号(大正9年5月21日)。
- (12) 『図書館雑誌』第36号(大正7年10月31日)64—8頁。参照。
- (13) 大正7年5月3日内務省文部省訓令として出された「青年団体ノ健全発達ニ資スヘキ要項」のなかの一項に、「方今図書ノ刊行セラルモノ多ク之ニ伴ウテ青年ノ読書趣味ヲ増進スルモノ歛シトセス能ク其ノ選択ヲ慎ミ青年ヲシテ健全ナル識見ヲ広ウセシメムコトヲ要ス」なるものがあった(『大日本青年団史』附録202頁)。
- (14) 前掲誌第36号, 68頁。
- (15) 前掲誌同号。なお、この会議で議定されたものなかで、図書館運動にかんするものとして「図書館思想普及ノ方法ニ関スル件」があった。それを抄記すると、「図書館思想ヲ徹底ニ普及セシムルニハ左記ノ方法ヲ適切ナリト認ム
- (1) 各学校ニ於テ学校生徒児童ニ図書館ヲ適切ニ利用セシムル様指導スルコト
 - (2) 府県立図書館ニ於テ学校教員ニ対シ時々図書館講習会ヲ開クコト
 - (3) 国民教育ノ効果ヲ一層有効ナラシムル為ニ教育上必要欠クベカラザル施設トシテ簡易図書館ヲ各市町村ニ設置スルコト
 - (4) 府県ニ図書館主事ヲ置キ府県立図書館長又ハ司書ヲ以テ之ニ充ツルコト
 - (5) 青年団其他ノ団体ニ対シ巡回文庫ヲ廻付シ且府県立図書館長又ハ司書ヲシテ青年ノ読書趣味ヲ指導鼓吹セシムルコト
 - (6) 文部省ノ主催ヲ以テ毎年1回全国数ヶ所ニ於テ図書館講演会ヲ開設スルコト但シ必要ニ応じ講師ハ図書館実務者以外ニモ需メ且聽講者ハ図書館員ノミニ限ラザルコトここに掲げられた諸方法は、その後も多少のバリエイションを示しながらも繰返されてゆく。
- (16) 前掲誌同号。この大会での協議事項「戦後準備として図書館の計画すべき事項如何」並びに「時局に対して図書館のなすべき施設如何」は宿題とされ、その回答は、『図書館雑誌』第37号(大正8年2月28日)に掲載されている。
- (17) 前掲誌第39号(大正8年9月3日)。
- (18) この第14回大会にかんしては、前掲誌同号参照。
- (19) 前掲誌同号。当時の文部省の図書館にたいする関心を示すものにつぎのような記録がある。
「6月17日(大正8年)午後坪谷会長、村島副会長、市島、今沢、和田の三評議員文部省に出頭、大臣に面接して(次官兼杉事務官列席)答申書(大会諮詢案にたいする)に就て交々説明し 尚ほ図書館事業の發展策に就いても、官民協同して尽力したき旨懇談をなしたる所、大臣にも至極同感なりと大に賛成されたれば、今後の助力を依頼し終って別室にて尚ほ杉事務官と懇談して」退出したと。
- (20) 前掲誌第44号(大正10年3月10日)55頁。
- (21) 第17回大会にかんしては、前掲誌第50号を参照。なお、大会諮詢案「図書館をして社会教化の中心たらしむるに適切なる方策如何」についての各地方図書館長の答申意見が、同号に掲載されている。
- (22) 第18回大会にかんしては、前掲誌第59号(大正13年7月)を参照。
- (23) 前掲誌第33号(大正7年2月10日)。
- (24) 前掲誌第39号。
- (25) 前掲誌第43号(大正9年10月28日)。
- (26) 第14回大会開催を機として開かれた「府県立図書館協議会」において、「図書館分類法協定ノ件」が可決され山口図書館所定の十進分類法の第二分類までを採ることとした。(前掲誌第39号参照)。
- (27) 『図書館雑誌』も第55号ごろより、図書館技術にかんする実践記録的な記事が多く掲載されるようになる。
- (28) 地方府県における図書館奨励策としてとられたものに、「石川県訓令甲第1号」、「新潟県図書館事業に関する訓令」「新潟県町村図書館施設要項」、「宮城県訓令甲第5号」などの諸訓令、「群馬県図書館費補助規程」「福岡県公立図書館補助に関する件」「新潟県図書館費補助規程」・「奈良県図書館奨励規程」など図書館費補助規程の制定がみられる。
- (29) 「咄々怪事」『図書館雑誌』第78号(大正15年4月)。

結びにかえて

わが国の図書館学での図書館史研究の地位はあまり高くない。いわば添え物的存在である。しかし、すぐれて歴史的社會的存在である図書館——公共図書館がその最たるものであろうが——をその対象とする図書館学が、独自の領域と論理をもつ學として成立するには、その対象に関する歴史、理論、政策という部門が根源的には相互に結びつきながらも各部門が相對的な独自性をもつ研究領域として確立されていなければならない。このことからしても、図書館史研究は、重要な研究分野であって、好事家による趣味的研究にとどまつてはならないものである。

図書館史は、いかに書かれるべきか。それには、様々な視角からのアプローチが考えられるが、ここでは、つぎのように要約してみたい。大きな社会全体の流れという文脈のなかで図書館全体の發展の論理をあきらかにする。すなわち社会全体の發展の論理と図書館全体のもつ独自の發展の論理とのかかわりあいを構造的にあきらかにすることである。しかも、それは求められるかぎりの確實な史料に基づき、厳密な科学的検討にたえうる実証性をそなえたものであるべきである。これは図書館史研究が「図書館史」の研究であって、たんなる「図書館」史研究であつてはならないという反省にもとづくものである。

この試論は、このような意識のもとに書かれた。と云ってもこれが達成されたとは自負していない。近代日本公共図書館史研究は、まだ定説の立てられる段階ではない。今後とも、各方面において地道な史料発掘の作業がつづけられ、豊かな史料にもとづいて、より正確な歴史が書かれることを期待している。この試論は、そのための一つの作業仮説ともなれば幸いである。